

新生の廣東經濟

332. 22-D85-2ウ



1200500737645

332 22
5



始



332.22
D85
2

42



新
生
の
廣
東
經
濟



917
151

はしがき

香港陥落す！日没することなきを誇れるイギリス世界帝國の一角は正義に奮ひ起つた皇軍の二旬に足らぬ攻撃に脆くも崩潰した、斯くてイギリスの東亞侵略の最前線據點は領有以來滿百年目に我が日本の手に依つてその罪科を清算せしめられたのである、阿片戦争に恨を呑んだ清朝の忠臣林則徐も今や地下に瞑することが出来るであらう。

香港英人の不當なる壓迫によつて永らくその發展を阻害されて來た廣東には既に黎明が訪れた、廣東は新生しつゝある、その背後地の敵性排除と共に南支五省八千萬の首都たるの地位を回復する日も遠くはあるまい。

本冊子は皇軍入城以來三ヶ年、兵馬倥傯の間でありながら廣東經濟を鋭く睨んで來た同盟通信廣東特派員菊江榮一記者の執筆に係り、産業、貿易、通貨、華僑等に就き簡明平易に解説したものである、大東亞共榮圏の一環として今後重要使命を擔ふ廣東の最新情勢紹介に些かたりとも役立つところあらば幸ひ之れに過ぎない。

昭和十六年十二月二十八日

香港入城式當日

社団法人 同盟通信社經濟局

目次

一、廣東經濟の變貌……………一頁

進攻作戰から經濟作戰へ

廣東の戦地經濟的特色

鐵壁の經濟封鎖作戰

二、軍票、毫幣、香港弗……………六頁

南支における軍票

最近三ヶ年の通貨情勢

毫幣の盛衰

香港弗の潜勢力

廣東の各金融機關

三、復興する諸産業……………四六頁

廣東攻略前後

省市營工場を還附

手工業の股賑

日華合辦會社

商業團體の復活

生糸、米、野菜

農林處を新設

邦人商社の進出

軍票交換用物資配給組合

廣東日本商工會議所

四、物價の推移……………七〇頁

軍票建小賣物價

法幣物價の動き

五、廣東貿易の特殊性……………七四頁

攻略前の廣東貿易

攻略後の相貌

珠江一部開放さる

海關收入躍増

資産凍結の影響

六、廣東華僑……………七六頁

廣東華僑の特質

海外における分布狀態

廣東華僑の經濟活動



新生の廣東經濟



(一) 廣東經濟の變貌

進攻作戰から經濟作戰へ

法人團 同盟通信社

昭和十三年十月十二日バイアス灣頭に敵前上陸を敢行した皇軍は、息つくまもなく全軍「火の玉」となつて廣東に殺到、旬日を出でずして之れを屠り、今事變に於ける我が「進攻作戰」史上に不滅の金字塔を打ち樹てた。

爾來三年南支陸海軍は廣東を中心として、廣東、廣西、福建の三省に作戰を展開、更に驥足を佛印に伸ばすに至つた。この間、廣東と共に海南島、汕頭を我が手中に確保し、一方南寧攻略により西南支那に於ける軍事的、經濟的の死命を扼すると共にこれと前後して南支沿岸一帯に亘る經濟封鎖作戰に邁進、作戰の性格は從來の『進攻作戰』の領域より『經濟作戰』の段階へと移行した。

廣東の戰地經濟的特色

廣東の經濟界がこの間斷なき作戰の線に沿つて歩を進めて行つたことは言ふまでもない。それは極めて制約された範疇に限られたことは止むを得ぬところである。廣東の戰地經濟的特色はその占領地區が北中支に比較して遙かに狹隘であり、それだけに經濟機構の窮屈、單純化を餘儀なくされることにあるが、その反面廣東に於ける中國側への我が施策は放任的であり、従つてそれだけ中國側の積極自主的な建設性も濃厚なるかに見える。この濃厚なる戰地性と極めて

制限された經濟機構の下にあつて、中國側の積極自主性が可能なる限り認容されてゐることは日華經濟提携の途上に大きな光明を與へるものである。中國側の經濟部門が日本側の支援下に自主積極性を核心として中國民族資本による諸發展を遂げつゝあることは我々の眼前に見る事實であり、その動向に多大の關心を寄せざるを得ない。省政府成立前後を契機として生起した一連の經濟事象はこの事實を明らかに裏書きしてゐる。珠江貿易の一部解放、省市營工場の還附、輸移出入宣撫品への課税等は何れも日本側の大乗的犠牲下に行はれた日華經濟合作の象徴であり、廣東省銀行の復業をはじめ廣東銀業交易所、錢莊同業公會、廣州市錢銀找換業同業公會等の金融機關團體の設置、廣州市商會、廣東華僑聯合會其他各經濟團體、同業公會の復活、産業界の勃興乃至は華僑送金の増加による中小事業或は各商社のめざましい進出等は廣東に於ける中國經濟人の自主積極性を雄辯に物語つてゐる。

鐵壁の經濟封鎖作戰

昭和十五年六月二十一日決行された英支國境線遮斷確保以來南支に於ける我が經濟封鎖作戰は一段と強化され、南支陸海軍は全力を擧げて敵ルートの覆滅に邁進すると共に、南支隣接地區の敵性支除に斷乎たる決意を以て臨んだ。英支國境線作戰に呼應して七月一日我が部隊は龍州に突入、引続き附近各要衝を矢繼早やに攻略して佛印國境方面に鐵壁の封鎖陣を完成した。一方佛印及廣州灣方面には我が監視委員會が派遣され、援蔣物資の輸送に嚴重監視の眼を怠らなかつた。斯くて九月末より十月にかけて佛印進駐の歴史的壯舉を決行し茲に佛印方面よりする援蔣ルートは完全に我が膝下に潰滅するに至つた。此の間、南支沿岸地區にあつては海軍部隊により三都澳、媽宮、汕尾、海門、下川島、南日島、淺澳灣、碣石、雷州半島南岸等の各援蔣輸送據點を風潰しに屠り、航空部隊また陸海相競つて西南の空を縦横に馳驅し、敵輸送據點、輸送道路の爆撃、軍需品ストック、輸送車輛等の破碎に寧日なき活躍を續けた。

斯くて重慶側はそれまで南方に於ける輸送ルートの王座を占めた佛印ルートを失ひ、更に再開後のビルマルルートも間斷なき我が海鷲の脅威下に半身不隨の窮狀に陥るに及んで、自然その

血路を香港を中心に南支沿岸地區に求むるの外なく、我が嚴重なる封鎖網を潜つて細胞組織的な潛行ルートの獲得に狂奔したのである。この結果登場したのが香韶ルート、支那西南沿岸ルート、汕尾、海豐、陸豐ルートである。我が經濟封鎖戰は本年二月以降これらのルートを俎上にもその本領を遺憾なく發揮し、殊に援蔣利敵物資の押收鹵獲に於て驚異的戰果を收めた。四月には遠く兵を福建の野に進め忽ちにして福州一帯を確保し、中支方面の浙東作戰と相俟つて中南支沿岸の完封を成就して海外福建華僑に甚大なる衝擊を與へた。引続き五、六月には甲子港黃崗を衝き七月に入るや、二十九日我が陸海軍部隊の南部佛印への増派を平和裡に完遂した。これよりさき南支軍は占領地區非占領地區隔絶聲明を發し『七月以降日本軍駐留地と迷妄蔣介石軍流浪地區との間の交通及物資の搬出入』を禁止し、奥地への物資流入を隔絶しもつて經濟封鎖の鐵壁陣を完成した。

作戰の制約下にある廣東經濟界がこれら一連の經濟封鎖作戰によつて受けた影響はまた見逃し得ない。それは或は直接廣東經濟界に影響し或は重慶への經濟的強壓として現はれた。

(二) 軍票、毫幣、香港弗

南支における軍票

廣東に於ける通貨の中心は軍票である。而も廣東のみならず南支（廈門を除く）（註参照）に於ける占領地區はすべて軍票一色に塗りつぶされ、その地區の金融經濟は軍票によつて支配されてゐる。軍票は南支占領地區下に於ける金融經濟の中核と云へよう。

（註）廈門には在來通貨たる法幣と日本金圓券（主として毫銀券）の二種が流通してゐる。

中南支に戰線が擴大した時日本から日銀券を輸送し、軍費はこれを以て賄はれた。ところが戰線の擴大と上海の治安恢復に伴ひ、著しく日銀券が流入し遂に氾濫状態を呈するに至つた。この日銀券の氾濫状態はその他の諸事情と共に所謂圓安を示現した。即ち上海市場に於ける圓ノートは法幣に對し、又内地の圓に比し極端な割安となつたのである。茲に於て圓安是正の一

方法として、又武漢陥落後の新段階に對處する爲に日銀券による軍費支辨を中止し、昭和十三年十一月一日より大藏省では軍當局と協力して上海以外の中支占領地區に左の如き要項の軍票制度を布いた（註参照）。

- 一、上海を除く中支に於て軍票を通貨として代用し、日銀券を使用せず。
- 二、奥地占領地區物資の買出しを行はんとするものは、日銀券を上海及び現地銀行において軍票と交換して使用すること。
- 三、軍票を日銀券に換へんとする者は大藏省現地駐在事務所の許可を得て各銀行に於て交換し得る。

四、軍票の預金は日銀券と同様の取扱ひをなす。

（註）我國に於ける軍票使用は明治十一年西南の役で西郷軍が發行したのに始まる。其後明治二十七年の日清戰爭には提案はあつたが實施を見ず、明治三十七年の日露戰爭では一億四千萬圓の軍票が發行された。更にその後大正三年の日獨戰爭、大正七年のシベリア出兵にも軍票が發行され、今事變の軍票發行は第五回目に當る。

南支に於ては昭和十三年十月二十一日廣東占領後、軍は直ちに軍票流通に關する佈告を發したが、更に同年十一月二十一日臺灣銀行に、引續き同月二十九日正金銀行に夫々軍票の交換をなさしめることとし、同時に邦貨の通用を禁止した。

上述の如く軍票は當初現地物資調辨の目的を以て使用されたものであるが、軍事工作の進展と共に、宣撫的、經濟的分野に於ても着々重要な役割を果しつつあり、廣東省占領地區内にあつては在來通貨たる法幣、毫幣に對し終始優位を占め、最近では南支一圓に於ける通貨の王座を占める香港弗に對しても最も強調を呈するに至つてゐる。廣東に於ける軍票を中心とせるこれらの通貨の推移を次に概観してみやう。

最近三ヶ年の通貨狀勢

△ 第一年（昭和十三年）

昭和十三年十月二十一日、我が廣東攻略と同時に、軍では左の如き軍票流通に關する佈告を發し、新廣東經濟復興に着手した。

佈告

日本陸軍占據本地、日軍所使軍用手票、的確日本政府發行、故此永遠信用頂大、不得跌價不准折扣、各種價物可得交換、各種銀紙可以兌換、人民要買米糧等物、日軍設法即賞交貨、價錢地點隨時指示、若果人民對於軍票、造謠誹謗妨害使用、當依軍律看做奸細、極力查拿定豫嚴懲、特此佈告各宜勿違、大日本軍司令部、元來廣東に於ける通貨（註參照）には香港弗、法幣（大洋）、毫幣（小洋）の外、硬貨としては銅貨（一仙）及制錢（一厘）が流通してをり、香港弗は主として沙面内に、法幣は貿易通貨

として使用すると共に公金及諸税等の授受に使用され、廣東省內一般取引の通貨としては毫幣及硬貨が流通してゐたもので、事變前の流通高は大體左の如く推定されてゐる（單位香港弗は百萬弗、法幣、毫幣は百萬元）

| | | | | | |
|------|-----|-----|-------|-----|----|
| 廣東省內 | 香港弗 | 八〇 | 內廣東市內 | 香港弗 | 二〇 |
| | 法幣 | 一五〇 | | 法幣 | 五〇 |
| | 毫幣 | 三五〇 | | 毫幣 | 五〇 |

（註）從來から廣東省內に流通してゐる紙幣は毫幣、法幣、香港弗、澳門弗の四種類であるが、更にこれを細別すると左表の如く十二、三種にも及ぶのである。

| | | |
|----|---------|-----------|
| 毫幣 | 廣東省銀行券 | 美國鈔票公司印刷券 |
| | 廣東市立銀行券 | 香港中華書局印刷券 |
| | 新券 | 舊券 |

| | |
|-----|--------|
| 法幣 | 中國銀行券 |
| | 交通銀行券 |
| | 農民銀行券 |
| 香港弗 | 香港政府廳券 |
| | 有利銀行券 |
| | 麥加利銀行券 |
| | 香港銀行券 |

澳門弗——東方滙理銀行券——澳門内に於てのみ流通
軍票——日本軍占領地内流通

香港弗は省內一般に流通してゐるが、澳門弗は葡領澳門にしか流通してゐない。これらの外に奥地では省舊双毫、省新双毫なる未回収の銀貨も流通してゐる。

而して我軍の廣東入城當時には住民は極度に減少し、事變前の百二十萬人が僅かに十五萬足らずといふ状態になり、之れに伴ひ通貨も多額の流出を見、通貨、物資共に激減してゐた際とて、占領後の廣東の通貨は軍票を以て始まつたかの觀がある。然しながら我軍入城當時は住民の復歸開店するものもなく、廣東進出の邦人も生活必需品は全部携帯して乗込んでゐたといふやうな状態であつたので、金で物を買ふといふところまで行つてをらず、軍票は軍で使用され

るのみで、在來の通貨と軍票との間には實際の交換相場は立たなかつた（軍票と在來通貨の比率は當初軍によつて香港弗とは同率、法幣とは二〇〇元、毫幣とは三〇〇元と定められた）。ところが其後臺灣方面から各商社がぼつ／＼乗込んで來るやうになつたので、軍は茲に通貨政策を講ずることとなり、十一月二十一日臺灣銀行に命じて軍票の交換をなさしめることとし、同時に左の告示を發して、邦人の使用通貨を制限し邦貨の通用を禁じた。

告 示

- 一、邦人の使用通貨は軍用手票とし邦貨の使用を禁止す
 - 二、軍用手票の交換は軍經理部又は舊中央銀行内經理部軍用手票交換所に於て毎日午前十時より午後五時迄の間交換す
- 引續き同月二十九日には、正金銀行に同様交換事務を行はしめることとした。其後皇軍の數次に亘る市内掃蕩と、十一月二十七日成立した廣東治安維持會の努力により、市内の治安方面もその効果漸く見るべきものあり、逐次商店を開業する者も出て來て軍票

が支那商人の手にもはいることとなつた。然しながら廣東攻略があまりにも疾風迅雷的であつたために、本邦輸出業者の出貨準備が充分整はなかつたこと、船腹の不足等により物資の輸入は捗々しくなく、軍票回收上缺くべからざる宣撫品が不足し、いきほひ在來通貨に對する軍票の比率も下押氣味とならざるを得ず、當初の闇相場では法幣と同率程度であつたものが、年末に毫幣とバーになるといふ状態であつた。

△第二年、第三年（昭和十四年—十五年）

こゝに於て軍では宣撫品の入貨促進策を講ずると共に、翌十四年一月一日より臺銀に於て日本銀行代理店事務を開始することとなり、同日以降軍票比率を中支方面に準じて、軍票一〇〇圓に對し法幣一三〇元、毫幣一八〇元と改め、臺銀及正金に於て右比率により法毫幣を軍票と交換することとした。

斯くて一月中旬頃の闇相場は、軍票一〇〇圓に對し法幣七四、五元から八六、七元、毫幣一〇〇元から一一五元見當を唱へてゐたが、其後治安の恢復、復歸民の増大、邦人進出の増加と

共に、一月下旬頃日本から多量の物資が輸入され、食糧雜貨類が市中に賣出さるゝこととなり、物資不足の折柄購買力はこれに集まり、自然軍票の需要を喚起し、一月末には法幣とはバ

1、毫幣とは一三五元程度に軍票が昂騰するに至つた。

翌二月には在住邦人による『廣東宣撫用品配給組合』が成立してから日本からの物資輸入も本格的となり、卸値の協定等も行はれ、旁々電気、水道の一部完成と海南島攻略は市民の復歸に一段の拍車を加へ、商店の軒を並べるもの續出し、經濟復興の曙光が見え始めた。偶々この頃、珠江開放等のルーマーに俄然各種商品の見越輸入殺到し、市況は一段と股賑を極め軍票の價値も鰻上りの勢で法幣一二二元、毫幣一六五元となつた。

斯くの如く軍票は廣東攻略後僅か四ヶ月足らずで既にめざましい地歩を築き上げたが、當局ではこれを契機として三月三十一日廣東總領事告示を發し、軍票使用の強化策を講じ宣撫品の賣買はすべて軍票を使用し、軍票以外の通貨を以て取引することを禁止した。

これと同時に三月中の見越輸入の氾濫に鑑み、この方面の統制に着手することとなり、先づ

手始めに、四月十五日より在貨過剰のマッチに對し本邦よりの積出しを禁止し、引續き順次物資統制を強化し着々物資需給の均衡を計り、物價の激變を防ぎ、消費配給方面の統制政策をとることゝなつた。これ攻略後の廣東に於ける統制經濟の最初の登場である。

斯くて安定の素地を築き上げた廣東金融經濟界は、物資の潤澤な出廻りと軍票の順調な流通とによつて、活潑な進展を遂げ、關係當局の臨機適切な措置により軍票の流通範圍は頓に擴大し、時に若干の動搖はあつたが、五月中旬の對軍票相場は法幣一二二元、毫幣一六〇元前後に落ち着いたので、同月二十三日當局では『錢莊設置要綱』を決議し、これにより市内主要錢莊十軒に對し七月八日付を以て公認錢莊として許可證が附與され、八月末には『廣東錢莊同業公會』が設置され、茲に軍票を主體とする在來通貨との相場が公けに立つことゝなつた。

一方法幣相場は我が對支攻勢の熾烈化に伴ひ、蔣政權が窮境に陥るに従つて逐日下落の一途を辿り、殊に六月七日上海に於ける香上銀行の外貨賣止めが始まる上海法幣の崩落によつて、六月九日法幣は對香港弗二〇〇元となり（占領當時は香港弗對法幣は一〇〇弗對一七〇元であ

つた)、六月二十一日汕頭攻略により更に二三〇元にまで崩れ、軍票對法幣も一三六元となり對軍票安定率を超えること六元に及び、法幣賣手が銀行に殺到し多額の軍票が交換されたが、其後悪材料續出のため軍の各銀行に命じて軍票と法幣の交換を禁止した程である。更に七月十八日の上海の香上銀行再度の外貨賣止めにより、對香港弗相場は一舉に二七〇元に落ち、其後汪精衛氏の和平救國放送、英國の法幣支持に對する態度の冷却等に依り、法幣は續落の一途を辿るのみで、八月十二日には四四五元にまで顛落した。これは同時に對軍票相場にも反映して一六〇元内外を往來、毫幣とは七月中旬上海市場動搖の最中だった頃から法毫幣の開きは漸次狹まり、七月二十八日には遂に逆に法幣一〇〇元に對し毫幣九八元、二十九日には九六元と毫幣は却つて強調を呈するに至つた。

然るに九月頃よりそれまで軍票に對し大體一五〇—一六〇元臺を往來してゐた毫幣がその種類によりデイスカウントを生ずるに至り、之れを契機として後述の如く毫幣の頽勢は激化の一途を辿り、十四年から十五年にかけ對軍票二〇〇元乃至二五〇元臺に崩落し、遂に市中では流通

機能を失ふに至りその市中相場も全くノミナル化し去つたのである。これがため一時毫幣より下位に慘落した法幣も漸次持直り状態となつた。

翌昭和十五年は歐洲戰に於ける英國側の形勢不利、我が佛印進駐、これと前後して間斷なく續けられた南支一圓に於ける封鎖作戰の強化等の強材料を入れて軍票堅調を保ち、大體法幣一五〇—一七〇元臺、毫幣二三〇—二五〇元臺を呈した。しかし乍ら香港弗に對しては軍票は著しい軟調を示し對香港弗二三〇—二九〇圓臺を往來した。

△第四年(昭和十六年)

本年に入つての顯著な現象は二月以降の相次ぐ我が南支沿岸封鎖作戰、變轉極まりなき國際情勢等による軍票の驚異的昂騰とこれに對する香港弗並に法幣未曾有の慘落である。

新春早々中央儲備銀行の開店を材料とする上海法幣の弱氣配を反映して當地法幣も亦弱氣配を示し、香港弗も對香港輸入激減、外米出廻一時中絶にその需要を減じたが、軍票は舊正控への實需旺盛と現物薄に底意強調、二月に入るや香韶ルート覆滅戰で、對香港密貿易の萎縮に伴

ひ、香港弗の需要減退旁々法幣、香港弗は軍票買集中し、同月下旬の對軍票相場は法幣二〇〇元が届かんとして法幣は急激に軟弱化し、圓物資への換物人氣擡頭と共に軍票は愈々強調の一途を辿つた。三月には廣海寨より北海に亘る支那西南沿岸作戦の決行、上海に於ける銀行テロ事件、重慶側四銀行の上海撤退のルーマー等で軍票買人氣を煽り、二十五日には香港弗一七五圓法幣二八一元と軍票相場は暴騰、四月には福州攻略並に獨逸側のギリシヤ戦線に於ける優勢を傳へて愈々上昇し月末遂に法幣三〇五―三一〇元、香港弗一五七―一六二圓と廣東攻略以來の最高記録を示現した。

其後七月下旬には『日軍廣東撤退』『重慶及び英國側軍隊の佛印侵入態勢』等の流言飛び、一方日佛印共同防衛成立、皇軍佛印進駐、英米の對日支資産凍結等の重大事象相次いで起り市場混亂、軍票相場も一時下落したが、八月に入るや香港、澳門、江門、佛山等よりの法幣流入巨額にのぼり法幣は軟調に轉じ、同月十二日には對軍票三三四元、同十八日には對香港弗六三八元に迄暴落し、法幣は皇軍入城後の最低相場を現出した。爾後幾分持直したものの、法幣の弱

勢恢復せず、對軍票三二〇―三〇元臺、對香港弗五九〇―六〇〇元臺を往來してゐる。
 本年一月四日に於ける對法幣軍票相場は一六六元五〇でこれを指數一〇〇とすれば、本年上半期中の各月軍票相場の推移は左表の如くなる。

| 昭和十六年 | 法幣の對軍票相場 | 指數 |
|-------|----------|-------|
| 一月初 | 一六六元五〇 | 一〇〇・〇 |
| 一月末 | 一七五・五〇 | 一〇五・四 |
| 二月 | 一八八・五〇 | 一一三・二 |
| 三月 | 二三二・五〇 | 一三九・六 |
| 四月 | 三〇七・五〇 | 一八四・六 |
| 五月 | 三〇一・五〇 | 一八〇・七 |
| 六月 | 二九九・〇〇 | 一七九・五 |

また同期間中に於ける上海軍票の騰貴率は左表の如く三割二分で、一月初め略々同水準にあつた兩地の軍票は六月末には約三割五分の開きを示した。

上海相場
 一月末 五九・五圓(一六八、〇元)
 六月末 四四・八圓(二二二、八元)

廣東相場
 一月末 一六六・五元
 六月末 二九九・〇元

上海相場に對する
 廣東相場の割合
 〇・九九
 一・三四

本年一月以降最近迄の當地市場に於ける軍票相場を示せば左表の如くである(一月より四月迄は各旬々末相場、五月以降は各旬平均相場を示す)。

| 月 | 旬 | 軍票の對 法幣相場 | 軍票の對 香港幣相場 | 軍票の對 毫幣相場 |
|----|----|--------------|---------------|--------------|
| 一月 | 上旬 | 一七〇・〇 | 二六五・〇 | 二五〇元 |
| | 中旬 | 一七三・〇 | 二六七・〇 | 二五八・〇 |
| | 下旬 | 一七四・〇 | 二六八・〇 | 二六〇・〇 |
| 二月 | 上旬 | 一八八・〇 | 二四一・〇 | 二七五・〇 |
| | 中旬 | 一九七・〇 | 二四二・〇 | 二七八・〇 |
| | 下旬 | 一九七・〇 | 二四二・〇 | 二九五・〇 |
| 三月 | 上旬 | 二二〇・〇 | 二〇九・〇 | 三四〇・〇 |
| | 中旬 | 二二〇・〇 | 二〇九・〇 | 三四〇・〇 |
| | 下旬 | 二二〇・〇 | 二〇九・〇 | 三五〇・〇 |

| 月 | 旬 | 軍票の對 法幣相場 | 軍票の對 香港幣相場 | 軍票の對 毫幣相場 |
|----|----|--------------|---------------|--------------|
| 四月 | 上旬 | 二四七・〇 | 一九三・〇 | 三八〇・〇 |
| | 中旬 | 二八一・〇 | 一六八・〇 | 四四〇・〇 |
| | 下旬 | 三〇五・〇 | 一五七・〇 | 四七〇・〇 |
| 五月 | 上旬 | 二九七・八 | 一六六・五 | 四五二・五 |
| | 中旬 | 二九五・二 | 一六七・七 | 四六一・三 |
| | 下旬 | 二九七・八 | 一六六・八 | 四六五・〇 |
| 六月 | 上旬 | 二九八・八 | 一六七・〇 | 四六〇・〇 |
| | 中旬 | 二九四・二 | 一六六・三 | 四六八・八 |
| | 下旬 | 二九七・九 | 一七〇・三 | 四六〇・七 |
| 七月 | 上旬 | 二八六・〇 | 一九四・四 | 四七〇・〇 |
| | 中旬 | 三〇四・七 | 一八八・一 | 四七三・七 |
| | 下旬 | 三二四・二 | 一八九・九 | 四七三・七 |
| 八月 | 上旬 | 三二五・三 | 一八五・四 | 五一〇・〇 |
| | 中旬 | 三二七・七 | 一七六・六 | 五一〇・〇 |
| | 下旬 | 三三三・五 | 一七一・七 | 五一〇・〇 |
| 九月 | 上旬 | 二四七・〇 | 一九三・〇 | 三八〇・〇 |
| | 中旬 | 二八一・〇 | 一六八・〇 | 四四〇・〇 |
| | 下旬 | 三〇五・〇 | 一五七・〇 | 四七〇・〇 |

斯くの如く法幣價值の下落に對する軍票價值の昂騰は必然的に當地民衆をして法幣依存より軍票依存に赴かしめる結果となつてゐるが、この外に法幣が補助紙幣の乏しいのに反し、軍票は五錢、十錢等の補助紙幣が多額に發行され、小口買物や庶民階級には必須的な通貨として重要視され、また法幣は札の種類により打歩、割引があつてその價值一樣でないが、軍票は常に額面通りに一定してゐる事等は中國民衆にとつても軍票が缺くべからざる通貨としての重要性を具へてゐることを示すもので、今や軍票は名實共に當地方に於ける最重要通貨たるの地歩を築くに至つたのである。

毫幣の盛衰

由來廣東は南支に於ける金融の中心地として、舊國民政府の財政金融の統一政策に對して最も根強く對立して來たところであるが、毫幣はその中心となつて、廣東金融界を牛耳る強力なる通貨として羽振りを利用せ、廣東攻略直前迄、終始中央の法幣化工作に對する執拗なる障壁

としての存在を保ち、攻略後も軍票を中心とした我が通貨政策の中にあつて、約一年に亘り法幣の著しい落調を餘所に堅實を歩みを續けて來た。それが一昨秋以來、俄然ガタ落ち状態に轉じ、漸次市場より姿を没し、本年以降我が占領地區外は別として、廣東市中はもとより周邊鄉村地區に於ても殆ど見られず、通貨としての流通機能を失ふに至つた。

嘗ては四億元に近い發行高を有して中央の法幣化工作に反撥してゐた毫幣の王座が斯くもあえなく瓦壞し去つたことに對し、我々は微妙錯雜を極めた支那金融動向の特異性を痛感させられるのである。

以下毫幣に對する中央の法幣化工作の経緯と、毫幣顛落の過程を略述しやう。
中央の法幣化工作

舊國民政府はその成立發展につれて統一的幣制の確立に努め、昭和八年四月先づ廢兩改元を實施し、同十年英國の支援下に劃期的幣制改革を斷行した。これに依つて舊國府は財政的に中央集權國家としての内容を強化したことは事實であるが、この幣制統一工作も必ずしも劃一的

には行はれ得ず、毫幣依存の廣東省にはその工作力が完全には及び得なかつたのである。

昭和十年十一月三日の幣制改革當時は、廣東廣西兩省は舊國府に對し半獨立の状態にあり、中央の手もこゝまで伸び得なかつたが、廣東省政府は中央の幣制改革に倣つて、十一月七日廣東省独自の幣制改革を実施し、省立銀行券と市立銀行券を法幣と規定し、これによつて從來流通してゐた銀貨（廣東省地方の貨幣は從來小洋本位であり、二角の毫洋銀乃至小洋の流通する銀貨本位制を採用してゐた）を回収することとし、相當の實績を挙げつゝあつた。

然るに昭和十一年春、廣東省政府が潰滅して蔣政權の治下に入るに及んで、遂にこの独自の改革は中絶し、同年七月には蔣政權によつて廣東省幣制の中央化が始められ、先づ法幣を流通せしめることに努めた。同十二月には中央銀行廣州分行が開業し、同分行は既存の中國、交通兩銀行の分行、及び廣東省銀行と協力し、廣東幣制の整理、市場の安定に専念することとなつた。翌十二年六月十八日廣東に乗込んで來た中國銀行董事長宋子文は、同二十日中央銀行廣州分行に於て次の如き廣東幣制改革第二段の方針を發表した。

一、法幣を法定通貨とし毫幣を補助貨とすること。

一、法幣と毫幣との交換比率は法幣一〇〇に對し毫幣は一四四とすること。但し右期間は昭和十二年六月二十一日より同年十二月三十一日までであつて、十三年一月一日以降は毫幣の使用を禁止する。

而して一切の廣東紙幣發行の事務及び發行準備は廣東省銀行より中央銀行に移された。次いで七月十日、廣東財政廳は佈告を發し、各銀行は八月一日より、各銀號は九月一日より、預金貸出の諸勘定を一切法幣に改めることを命じた。尙八月一日には各種物價は一〇〇對一四四の比率によつて法幣に改め、引上げることを得ずとの佈告が發せられた。

斯くて愈々本格的改革の緒に着かうとした矢先、事變勃發し廣東幣制の統一工作は茲に頓挫の止むなきに至つた。

斯くの如く昭和十二年の廣東省幣制改革も事變勃發によつて無期延期の形となり、このため法幣に對する毫幣の勢力は絶對的なものとなつた。事變直前の昭和十二年六月末現在に於ける

廣東省内流通の法幣は約四千萬元程度であり、これに對する毫幣の流通高は次表の如く約三億三千八百萬元で法幣の八倍に當つてゐるが、このことは地方通貨たる毫幣が省民の間に如何に強靱に食入つてゐたかを如實に裏書きするものと言へるであらう。

| (單位百萬元) | | 省 銀 行 | 市 銀 行 | 計 |
|-----------|--|-------|-------|-----|
| 紙幣發行高 | | 三二九 | 九 | 三三八 |
| 現銀(小洋銀)準備 | | 二一三 | 四 | 二一七 |
| 保證準備 | | 一一六 | 四 | 一二〇 |
| 顛落する毫幣 | | | | |

我が廣東占領後、昭和十四年一月一日軍は軍票の比率を法幣一三〇元、毫幣一八〇元としこれを公定相場としたが、蔣政權の窮況に陥るに従ひ法幣相場は逐日下落殊に同年六月七日上海に於ける香上銀行の外貨賣止め、六月二十一日の我が汕頭攻略、七月十八日の上海香上銀行再度の外貨賣止等により法幣は續落の一途を辿り、八月十二日には對香港弗四四五に迄落ちたが、この間法毫幣の開きは漸次狭まり、七月二十九日には遂に法幣一〇〇元に對し毫幣九六元

となつたのである。

ところがこの頃から市立銀行券及び大洋券改竄紙幣(これは當時廣東地方で流通しなかつた廣東省銀行發行の大洋券を當地方流通に轉用の爲め、大洋券なる印刷を抹消して毫幣に改竄し、他種毫幣と同價にて流通してゐたもの)が通用を拒否され、荔枝灣紙幣も七月頃は奥地方面の需要に充てる爲め、錢莊找換店が格安に買取る程度となり、市場に於ては漸次通貨の機能を喪失し、逆に商品化するといふ状態で、茲に毫幣顛落の萌芽がきざし始めた。

九月に入ると残された省立銀行券中、汚れたものや小穴のあいたものなどは授受不圓滑となり新しい札のみ喜ばれる様になり、市中に於ては新札、普通札、古札の相場が立つやうになり、普通札、古札は實際取引に當り札の汚損の程度により割引附で使用されるやうになつた。次いで十一月末省立銀行券五元、十元券が不通となり僅かに省立銀行券一元券及び補助紙幣のみ市場に残された。斯くの如く毫幣の不流通並びにディスクウントの傾向は増々顯著となり、十二月初め香港に於ける廣東省銀行支店の舊毫幣受入拒絶により一舉に二〇〇元臺に暴落し明

けて昨年一月八日より省立銀行券一元券も不流通となり、同十日補助紙幣も同様の運命に陥つた。

斯くて毫幣による諸取引停頓に伴ふ市場混亂に乗する不良分子の策動防止のため、當局の佈告により一月十五日より毫幣一元券及び補助紙幣の流通が再開されたのであるが、諸物價は殆ど軍票或は法幣建に改められ、毫幣で物資を購入する場合は先づ手持毫幣を錢莊或は找換店で法幣或は軍票に交換して諸支拂に充當するといふ状態になつた。其後三、四月頃には軍票が徐々に毫幣の地盤に喰入り、廣東に於ては軍票が毫幣の代位を努めるやうになり、華商筋日常の商取引は殆んど軍票でなされ諸物價も軍票建に變り、毫幣は最早市中では殆んど使用されず過去の死せる通貨となり、預金受入れの價値すらなきものとなり終つた。

當地市場に於ける最近の毫幣相場は對軍票五〇元前後を唱へてゐる。

斯くの如く皇軍占領後一年にしてはじまつた毫幣顛落の趨勢は單に我軍占領地域内のみならず、更に非占領地域へと蔓延の傾向にある。即ち嘗て三億數千萬元の發行高を有した毫幣

のデイスカウント及び崩落の事實は廣東省は勿論、香港に於ても支那人間に多大のセンチシオンを起すに至つたので、舊廣東省銀行は公定相場たる一四四元を以て法幣との交換を再開したが、最近ではこの交換をも濫る傾向が顯著となり、また臺山縣では昨年一月より一切の物資交易及び稅收は法幣本位とし法幣取引の助長に努めつゝあり、更に一昨年四月珠江貿易一部開放以來法幣が海關稅收通貨となつた關係上、法幣に對する需要は一層増大し、斯くて毫幣顛落の氣運は單に占領地域内のみならず、非占領地區へも漸次波及し廣東省内に於ける最近の占領地區外法毫幣流通の比率は大體半ばするの狀況にありと言はれ、波幣による毫幣代位の方

向を辿りつつある。

しからばこの毫幣崩落の原因は何か。

これには重慶側の策動とそれに刺戟された投機業者、錢莊等が香港を中心として香港弗、法幣を對象としてスペキュレートしたことによるものとする向きもあるが、一般的には金融攪亂に乗じての利殖を目的とする錢莊、兩替屋の策動がその主因と考へられ、金融困亂に伴ふ治安

の混亂、更にこれによる一層の策動的利占めが今次毫幣相場の混亂並びにその顛落の主要メントと看做されてゐる。

この一部スベキユレーターの金融攪亂を契機とする毫幣崩壊の傾向は軍票の強調と共に深刻化し毫幣より軍票への肩代り續出の趨勢となり、改竄券の發行による毫幣に對する心理的な嫌氣、香港に於ける舊廣東省銀行支店の毫幣兌換に對する忌避的態度等の事實が一段とその衰退に拍車をかけることとなつたものである。

これを大局的に見るときは事變前より『毫幣の抹殺』を圖らんとする中央の法幣統一工作に對して表面的には何等の搖ぎも示さなかつたかに見えた毫幣も内面的には徐々にその地盤の弱體化を如何ともなし得なかつた矢先、偶々我が廣東攻略によつて登場した軍票は毫幣顛落の運命的方向を決定づけたものと言ひ得やう。

香港弗の潜勢力

香港弗は廣東に於ける貿易通貨であつた。今でこそ、我が現地當局の通貨政策宜しきを得て香港弗は當地では沙面以外には一般流通面より疎んじられ勝ちで殆んどその姿を見ないが、廣東攻略前途は廣東、廣西、福建三省に亘り、支那系通貨を壓倒して廣汎強靱なる流通力を有し、南支金融經濟界に君臨してゐたのである。

もと／＼香港弗は香上、渣打、有利の三英國銀行によつて發行されてゐる紙幣で、その法定通用力を有する地方は香港及び英領九龍、廣東では租界沙面のみに限らるべきものであるが、實際には廣東省はもとより廣西省及び福建省の一部にも普及し、廣東省のいかなる邊鄙な奥地でも香港弗は全く無條件に信用され喜ばれてゐた。廣東省だけでも省民間に流通せる香港弗は約一億弗に上ると云はれ、全香港弗發行高の約四割を占めてゐた。

△香港弗發行高（昭和十三年十二月以降昭和十六年一月迄、單位千弗）

| 香港弗發行高 | 香上銀行 | 渣打銀行 | 有利銀行 | 合 計 |
|----------|---------|--------|-------|---------|
| 昭和十三年十二月 | 二一〇、一九八 | 二四、八五三 | 四、四四二 | 二三九、四九二 |

| | | | | |
|--------|---------|--------|-------|---------|
| 十四年十二月 | 一九五、二三二 | 二五、五二五 | 四、八四四 | 二二五、六〇一 |
| 十五年 一月 | 一九五、二三二 | 二五、四九四 | 四、八四四 | 二二五、五七一 |
| 二月 | 一九五、二三二 | 二四、八四八 | 四、八三四 | 二二四、九一四 |
| 三月 | 一九五、二三二 | 二四、六二一 | 四、八一八 | 二二四、六七一 |
| 四月 | 一九五、二三二 | 二五、五七四 | 四、八一八 | 二二五、七二四 |
| 五月 | 一九五、一三二 | 二五、七〇〇 | 四、八一六 | 二二五、六四八 |
| 六月 | 一九五、三三二 | 二六、八六三 | 四、八三八 | 二二七、〇三三 |
| 七月 | 二〇〇、二五七 | 二七、二五八 | 四、八〇八 | 二三二、三二二 |
| 八月 | 二〇〇、二五七 | 二六、八八三 | 四、七八九 | 二三一、九三〇 |
| 九月 | 二〇〇、〇五七 | 二六、六三八 | 四、四七五 | 二三一、一七〇 |
| 十月 | 二〇〇、〇五七 | 二六、三五五 | 四、四二二 | 二三〇、八三四 |
| 十一月 | 二〇〇、二五七 | 二六、〇七一 | 四、三九〇 | 二三〇、七一八 |
| 十二月 | 二〇〇、二五七 | 二五、六四一 | 四、三七五 | 二三〇、二七三 |
| 十六年 一月 | 二〇〇、二五七 | 二六、〇五五 | 四、三六八 | 二三〇、六八一 |

右香上、渣打、有利三銀行券の外に香港政府發行の一弗券(約七百萬弗流通)及び十仙、五仙(合計約百八十萬弗流通)の二種のニツケル貨が流通してゐる。

(香港年鑑一九四一年版に據る)

香港弗は一九三五年十一月九日南京政府の幣制改革に呼應して、銀本位を離脱し管理通貨と決定、同十二月五日の立法會議で、香港弗の對外價值維持のため爲替資金の設定、銀國有、民間の銀私藏乃至輸出を禁じ、一弗銀價及び銀補助貨の回收を爲す旨の法令を制定し、且つ政廳が一弗紙幣及び十仙、五仙のニツケル貨を發行することを認めた。

而して銀國有により香上、渣打、有利の三發券銀行の準備銀一切を徵收し、これに對し政廳は等額の銀證券を交付し之れを以て發行券を裏付けることになつた。

しかるばこの香港弗の優位は何に原因するか。それは大體次の如き特殊性に基くものと考へられる。

(一) 支那通貨の不安状態に對し香港弗は常に安定してゐたこと、即ち清朝末期以降中國革命の策源地たる廣東地方は動亂絶えず、その爲に民國になつてからでも廣東省内では九種の紙幣が發行され、その何れもが價值暴落、銀行取付、發行禁止等を繰返し、加ふるに舊國民政府の法幣統一工作以來、法幣の流入、毫幣の増發等により廣東の通貨は益々混亂に陥り、斯くて民衆の自國通貨に對する信用は地に墜ちるといふ状態であつたに對し、香港弗は一志三片ペーシ

スで自由に外貨と交換が出来、常に價値の安定を保つてゐたといふことが自ら支那民衆を惹きつける結果となつたのである。

(二) 香港弗は南支に於ける貿易通貨となつてゐること、即ち不便不安定な支那通貨に對し香港弗が便利且つ完全なること、廣東の對外貿易は殆ど香港を中繼地としてゐる地理的關係とが香港弗を本位貿易通貨として使用せしむるに至つたのである。

(三) 華僑送金は大部分香港を経由して送られて來たこと。

(四) 香港と廣東省とは經濟的社會的に密接な關係にあつたこと即ち香港は南支に於ける物産の集散地であり、南支金融の中心地でもあり、南支經濟の指導者の立場にあつた。同時に香港住民の大部分は支那人殊に廣東人を以て占められてゐる。

以上の如き諸理由により、香港弗は支那側通貨の弱點に乗じて威力を逞しうし、殊に事變後は上海を始め日本軍による中支各要衝の占領と帝國海軍の海岸封鎖とにより、蔣政權の對外貿易を獨占し、このことは相次ぐ蔣政權敗戦による法幣の下落と相俟つて香港弗の流通量を一層

増大せしめた。これを貿易部面より見れば昭和十三年上半期を例に取ると、同期中の貿易額は六億一千二百萬弗の巨額に達し、前年同期に比し二割二分増、前々年同期に比すれば實に六割二分といふ激増振りである。

昭和十三年十月の廣東陥落はこの絶頂期の香港貿易に確かに一異變を生ぜしめた。即ち廣東陥落を契機として香港の中繼貿易は著しくその機能を低下するに至つた。其の後南支一圓に亘る封鎖作戦の繼續強化、殊に本年二月以降の香韶ルート作戦始め南支沿岸覆滅作戦、並に本年七月の占領地區、非占領地區の隔絶聲明以來、香港貿易は各月共全面的に減少し、奥地重要輸出品の集散は致命的打撃を受け、香港弗の對軍票相場はこれらの材料を入れて未曾有の崩落を演じたのである。

香港政廳發表による本年一月以降の香港貿易額を示せば左の如くである(單位十萬香港弗)

| | | |
|----------|-------|---------|
| 昭和十六年 | 昭和十五年 | 前年對比減少率 |
| 一月 | 一月 | |
| 輸入 六〇一 | 六九七 | |
| 輸出 五三九 | 六一九 | |
| 合計 一、一四〇 | 一、三一六 | 一四・二% |

| 二月 | 三月 | 四月 | 五月 | 六月 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 九三五〇三 | 一五六八五 | 一五六八五 | 二五七二八 | 一五六四七 |
| 九四二二〇 | 二四七〇七 | 三五七二一 | 三五九〇三 | 二五六六八 |
| 二% | 四% | 九・六% | 八・七% | 六・八% |

廣東陥落後の香港弗は單に對第三國貿易に於ける決済通貨としての役割を務めてゐるに過ぎない。しかしながら香港弗の特殊性は我が相次ぐ封鎖作戰によつて若干の影響を受けつつありとはいへ今尙失はれることなく、營々百年に亘る英帝國主義と植民政策の忠實なる走狗とし

て、南支一圓に執拗なる潛勢力を維持してゐるのであり、これが動向は南支通貨工作上見逃すべからざるものであらう。

廣東の各金融機關

廣東攻略後の當地金融界は、日本側銀行指導監督の下に、廣東省銀行を始め中小の支那側金融機關の復興めざましく、錢莊同業公會、錢銀找換業同業公會、銀業交易所等の各金融團體統制の下に健全な活動を續けてゐる。在沙面の第三國銀行は全く昔日の俤なく、ナシヨナル・シテイ・バンクは既に七月三十一日を以て閉鎖し、爾餘の外銀も開店休業の状態である。

(一) 日本側金融機關

正金、臺灣、華南の三銀行あり、臺灣、華南の兩行は昭和十三年十二月九日、正金銀行は同十二月二十六日夫々一般銀行業務を開始し、爾來當地金融市場に於ける指導者的役割を果しつつある。

廣東入城以來、これら邦人銀行と現地當局との緊密なる連繫下に、軍票の普及並にその價值維持工作は成功裡に進捗し、軍票取引を通じて通貨上の不安を一掃し得るに至つたので、一般商取引は圓滑に進み、これに伴つて資金の動きは活潑となり銀行勘定は預金、貸出共に健全な増勢の一途を辿りつつある。

(二) 支那側金融機關

△廣東攻略以前

官立銀行には廣東省銀行、廣州市立銀行の外、中央、中國、交通、農民の四銀行支店があつた。

廣東省銀行(資本金毫銀三千萬圓)は孫中山の創設に係り大正十三年(民國十三年)八月十六日開行、當初は中央銀行と稱したが、昭和四年(民國十八年)三月一日組織を變更し、事實上の省立銀行として廣東中央銀行と改稱、更に省政府當局は同行の名實一致を期するため、昭和七年(民國二十一年)一月一日より廣東省銀行と改稱した。同行は省政府直轄の金融機關とし

て國庫、省庫の收支を代行する外、貸付、預金、爲替、割引等の各種銀行業務を營んで來た。廣州市立銀行(資本金毫銀五百萬圓)は昭和二年(民國十六年)十月一日創立、市政府の所屬機關として市政府の金庫事務を代行する外、一切の銀行業務を行つて來た。民間銀行に就いては左表の如くである。

| 銀行名 | 本店所在地 | 業務 |
|------------|-------|-----------|
| 東亞銀行 | 香港 | 外國爲替一般銀行業 |
| 廣東銀行 | 廣東 | 同 |
| 鹽業銀行 | 天津 | 同 |
| 中南銀行 | 上海 | 同 |
| 金城銀行 | 同 | 一般銀行業 |
| 中國國貨銀行 | 同 | 同 |
| 國華銀行 | 同 | 同 |
| 香港國民商業儲蓄銀行 | 香港 | 同 |
| 南京國民商業儲蓄銀行 | 南京 | 同 |
| 上海國民商業儲蓄銀行 | 上海 | 同 |

南華國民商業儲蓄銀行
廣州嘉華儲蓄銀行

同 廣 東

同 同

中小金融機關の代表的なものは銀號で、この外に兩替店、包紙客（店舗をもたない個人銀業者）等がある。これらは總て銀業界の公共組織たる忠信堂又は銀業公會に加入してゐる。忠信堂は今から約二百五十年前に成立し、預金、貸出、爲替業務等を營む銀號によつて組織された組合である。

銀業公會は大正十二年（民國十二年）成立し、同業者間の共同利益を圖るのみならず、會内に於て銀業公市なる唯一の金銀取引市場を設立して、金銀紙幣、有價證券の賣買に従事した。

以上の外、信託公司があり、往年の業界好況時代には廣東市のみでも大小十數軒あつたが、廣東攻略前には廣東信託公司、中國信託公司、先施銀業信託公司、寶元信託公司、綿興信託公司、南信行信託公司、廣裕豐信託公司、廣信行信託公司の八公司に減じた。

△廣東攻略以後

廣東陷落後支那側金融機關は悉く消滅或は香港その他各奥地へ逃避したが、その後廣東の復興と共に錢莊、找換店の著しい復活を見、昨年末には廣東省銀行を復業し、茲に更生廣東に於ける支那側金融機關は漸く本軌道に乗るに至つた。

錢莊 廣東市で現在錢莊といはれてゐるものは事變前の銀號が事變後になつて斯く改稱されたものである。錢莊が銀行の補助機關として市民にとつての重要な金融機關たることには事變前後を通じて何等變るところはない。我が廣東現地當局は中國側在來通貨と軍票との交流を促進し、且つ群小惡質の錢莊を通して行はるる金融擾亂策動を防止することにより、當地方に於ける軍票價值維持に資するため錢莊は公認制度とし、實力ある良質の公認錢莊を設置する目的の下に、昭和十四年七月八日付を以て十三行の錢莊を公認錢莊に指定した、よつてこれら錢莊は公認錢莊指導要領に基き廣州市錢莊同業公會を組織し、同年八月三十日より同公會の規則に従ひ營業を開始した。現在では同業公會加入の錢莊は二十一軒に増加してゐる。錢莊は軍票並に各國通貨の兌換（但し金圓券を除く）、指導機關の指定する地域内の爲替賣買及び預金、

貸付、各種有價證券の賣買を業務とし、主として卸屋、問屋筋を相手としてゐる。資本金は二、三萬元程度より大は數十萬元に及んでゐる。

現在廣東市内にある錢莊業は左の二十一軒である。

裕昌、天生、利安、永生、新東、廣興、永泰、大興、鉅福生、榮昌、泰興、信隆、廣祥、同利、源記、和興、寶源、復興、昆昌、廣福、貞祥

找換店 錢莊の外に找換店がある。找換店は主として一般民衆相手に公定の相場價格による兩替業務を營み、また各種有價證券の賣買をも行ふ、いはば錢莊を小規模にしたやうなものである。

找換店も錢莊と同じく同業公會を組織してゐる。即ち昭和十五年七月一日、廣東の復興建設上緊要な金融工作に盡す趣旨の下に、『錢銀找換同業公會』を結成し、現在の會員二百二十一軒を算してゐる。これを事變前の七十數軒に比較すれば三倍強の激増振りである。

これら找換店の中、一萬元以上の資本を有するものは大華、生起、合興、大隆の四軒で、一

萬元以下六千元以上の資本を有するもの四十六軒、五千元以下三千元以上の資本を有するもの百六十軒となつてゐる。

銀業交易所 昭和十六年五月十八日『廣州銀業交易所』が設立された。同交易所は各種貨幣並に證券市價の安定を圖り、金融の調整に協力する目的のもとに設けられたもので、廣州市錢莊同業公司又は廣州市錢銀找換業同業公會員で當該公會の委員會決議により推薦されたもの、及び本交易所規則第三十四條の規定により入會を許容されたものより組織されてゐる。現在の會員は取引人として登録を経たもの百二十餘名、一般入會者四百餘名に上つてゐる。

尙、開業（五月十九日）と同時に軍票に關する公定相場賣買の開きが從來の公認相場に於ける開き五より十に改められ、以て公認賣買相場の限界に從來よりもゆとりを與へると共に、この限界を越へた闇取引を嚴禁する方針を以て臨んだ。

斯くて本交易所の出現により、當地金融界では思惑を抑制し相場の激變を防止しつつ有效なる通貨工作が講じられつつあり、一段の活氣と明朗性を加へることとなつた。

廣東省銀行

廣東省銀行は昭和十五年十一月八日復業、資本金一千萬元である。陳耀祖、陳靈慧、汪宗準、李蔭南の四董事よりなる董事會を最高組織機關とし、その下に總經理李蔭南氏、顧問陳公義氏あり、職員約百三十名に上つてゐる。

同行の業務は目下の所、各種預金、貸出、爲替送金（爲替取組は占領地區に限る）、倉庫業務（主として米、メリケン粉、肥料、落花生等の雜糧を保管す）手形割引、荷爲替、有價證券買、家屋管理、貴重物品保管、保險代理等の外、舊省銀行の所有産を回收し（既に二千萬元に上る不動産を回收）、信託部を設立して商工業者への融資をも行つてゐる。更に進んで廣東華僑の郷土投資促進、公債募集、地方遊資の吸收等にも積極的に働きかける計畫であり、今後の業務發展を注目されてゐる。現在同行分行は中山、汕頭の二ヶ所にあるが、近く佛山、江門、容岐等にも設立の豫定である。

復業以來同行に於ける預金、貸出も漸増の一途を辿りつつあり、預金は現在迄のところ大體一千五百萬元、貸出五百萬元程度である。

(三) 外國銀行

事變前には在沙面の香上、渣打（以上英國系）、萬國寶通（米國系）、東方滙理（佛國系）、德華（獨逸系）の五外國銀行が廣東金融界を牛耳つてゐたが、舊國民政府の中央統一強化と一般商民の自覺により、中央機關銀行たる中央、中國、交通、農民、農工諸銀行の進出、其他支那新式銀行の發展増加のため、諸預金は著しく蠶食され、貿易金融方面も衰微の一途を辿り、各外銀とも自國系の商社或は特殊の支那人商社との取式を主とするに至つた。而して廣東の失陥はこれら外銀の衰頹に一層の拍車をかけ、現在では全く開店休業の状態であり、その後退を決定的ならしめたのである。

以下五外銀の機構、特色を述べてみやう。

△香上銀行 (Hongkong & Shanghai Banking Corporation)

- 一、本店 香港
- 一、設立 一八六七年
- 一、資本金 五千萬香港幣

- 一、拂込資本金 二千萬香港弗
- 一、廣東支店設立 一九〇九年
- 一、特 色 英國政府對支經濟政策の機關として設立せられ、香港弗を發行し發行額約一億五千萬弗、香港、廣東、澳門に於て盛んに流通し、信用厚し。

△渣打銀行 (Chartered Bank of India, Australia & China)

- 一、本 店 倫敦
- 一、設 立 一八五三年
- 一、資 本 金 三百萬磅 (全額拂込済)
- 一、廣東支店設立 一九一一年
- 一、特 色 東亞貿易助長の目的を以て設立せられ、香港弗紙幣約二千萬弗を發行し、香上銀行に次ぎ信用あり。

△萬國寶通銀行 (National City Bank of New York)

- 一、本 店 紐育
- 一、設 立 一九一〇年
- 一、資 本 金 一億五千七百七十五萬米弗 (全額拂込済)
- 一、廣東支店設立 一九一一年
- 一、特 色 米國の對支經濟政策に資するため設立せらる。

△東方滙理銀行 (Banque de l'Indochine)

- 一、本 店 巴里
- 一、設 立 一八九五年
- 一、資 本 金 一億二千萬法 (全額拂込済)
- 一、廣東支店設立 一九〇二年
- 一、特 色 印度支那の開発を目的として設立せられ、廣東に於ける外國銀行中最も古し。

德華銀行 (Deutsch Asiatische Bank)

- 一、本 店 上海
- 一、設 立 一八八九年
- 一、資 本 金 大洋六百三十萬元
- 一、拂込資本金 五百六十七萬元
- 一、廣東支店設立 一九一二年
- 一、特 色 對支貿易助長の目的にて設立せらる。

右の中、米系萬國寶通銀行は昭和十六年七月三十一日を以て閉鎖し、更に英系渣打銀行も近く營業を停止し香港に引揚げるのではないかと傳へられてをり、不振凋落の沙面租界に一層の寂寥感を與へてゐる。

(三) 復興する諸産業

廣東省は南支五省中最も經濟的に發展してをり、殊に南支の中心都市たる廣東は支那開國の先驅として早くから歐米の文明を吸收し、その近代工業の發達は南支隨一と云はれる。然しながらこれを北中支に比較するときは今尙ほ幼稚貧弱で、所謂『手工業的領域』を脱し得ず、單なる商業都市消費都市たるを免れ得ない。

また主要産業たる農業にしても、氣候の關係上二毛作乃至三毛作が行はれ、地味も珠江デルタ地帯を中心に肥沃豊饒で豊富なる農業適地を持つてはゐるが、未だ充分開墾し盡されたものとは言ひ得ない。例へば米の如き、廣東省に於ける産額は嘗て全支第一と云はれたが、それでも省民は米を常食としてゐる爲め自給自足が出来ず、輸入米で補つてゐる状態である。

其他、牧畜、林業、漁業、鑛業等の各産業に亘り總てが粗放原始的であり、幼稚なる方法、

拙劣なる設備、資金の不足等により開發生産の盡されざるもの多々あり、今後の調査開發に依つてころは大なるものがある。

廣東 攻略 前後

南支隨一の近代工業都市廣東も、これを中北支に比較するときはそのに著しい遜色が見られる。それは上海に集中した歐米諸國の植民地的工業と、英國の對支經濟據點たる香港の近代工業との壓力によるもので、殊に後者は直接間接に南支工業の發達を牽制して來たのである。然しながら最近二、三十年間に於ける民族資本（華僑資本との結合に於ける）の活動により、廣東を中心に漸次近代工業發展の萌芽が認められるに至つた。

この近代工業の中核をなすものは大體に於て特殊な軍事的意義を持つ生産部門（造船、兵器、動力、硫酸、洋灰等）であり、之等は省營の形態でなされ、其他の部門としては燐寸、製紙、精糖、紡織、皮革、搾油、機械工業等があるが、それらの多くは小規模經營で、大規模なもの

は何れも省營工業に屬してゐる。

この萌芽期にある廣東近代工業發達の程度は、大體に於て家内工業より近代工業への過渡的階程にありと言ひ得べく、廣東工業界の主要部分を占むるものは實に廣汎なる手工業生産なのである。即ちこれまでの廣東に於ける輸出の大宗たる花蓆、アンペラを始め、玉器、扇子、緞綢、土布、爆竹、傘、神香、竹細工、籐細工、紫檀細工、象牙細工等は何れも手工業による製品で、機械工業製品としての輸出品は殆んど皆無に等しい。

次に省營工場勃興の機運であるが、これは昭和七年の廣東工業五ヶ年計畫に始まる。即ち從來廣東に於ける民營工業生産は廣東市及び隣接諸地方の消費を充たすに足りず、毎年の輸入額總計二億海關兩といふ老大な額に上つてゐたので、舊省政府ではこの輸入過多の弊より脱却せんとてし昭和七年一月省施政三年計畫を實施し、次いで同年十月廣東省工業五ヶ年計畫を樹立し、二十一の省營工場建設プランを樹てたが、その中昭和九年五月までに操業を開始したものは洋灰工場二、製糸、木炭ガス、綿布、紡績、硫酸、曹達、製糖の各工場夫々一、合計九工場

であつた。

偶々今次事變の勃發は舊省政府のこの工業建設計畫を覆へし、廣東一圓の機械工業生産の發展を一應頓挫のやむなきに至らしめたのである。

省市營工場を還附

戰火一度南支に波及するや、廣東に於ける一流商人及び資本の香港逃避に伴ひ物資移動の停止を見るに至つたので、當然我國が廣東地方の生存と復興とを擔當することゝなつた。

斯かる意味より廣東在來の半ば廢墟と化した各種省市營工場は軍の管理下に置かれ、これを我が關係業者が受託經營することゝなり、これら業者は不利な條件を克服しつゝ生産部門の開拓に乗出し、營々致々その復舊建設に努めた結果、現在では水道、電氣、交通等の公共機關復舊し、東莞、順徳の製糖工場を始め各工場の復舊成り着々製品を生産しつつある状態である。

廣東入城後軍管理下に移管された省市營工場は、廣東電力管理處、廣東自來水管理處、河南

紡績工場、河南製紙工場、西村麥酒工場、西村洋灰工場、東莞、順德糖廠、西村硫酸曹達工場、西村肥料工場の九工場で、我が各關係業者が受託經營の形式で之れが復舊經營に當つて來たのである。

茲に注目すべきはこれ等省市營工場の中國側への還附である。即ち昭和十五年十月十五日、我が現地當局は舊省市營工場の中國側への還附を發表した。右問題に就いては昭和十五年七月十九日の南支陸海軍最高指揮官の聲明に基き、我が省市營工場還附善後處理委員會（陸軍特務機關、海軍特務部、總領事館、興亞院連絡部）と省市府との間に折衝中であつたが、圓滿裡に協定成立し、同年十月十五日日華間に調印を了した。

右還附工場の中、紡績、肥料、硫酸曹達、製紙、製糖の五工場は中國側の直接經營となし、殘餘の電力、水道、洋灰、麥酒の四工場は日本側業者による委任經營によつて運營を繼續してゐる。

この省市營工場の還附が、新中央政權の傘下に於て極力中國民族資本を誘導し、廣東を中心

とする南支の繁榮を招來せんとの方針に基づいたものなることは論を俟たず、これによつて中國側經濟活動の復興を圖ると共に、日本の獨占的經濟建設の意圖なきことが明示され、而も現地軍としては今尙作戰行動繼續中なるにも拘らず、あらゆる不利不便を忍び、また巨額の資本と優秀な技術及び合理的經營により、營々その業に努力し來つたがわが業者が多大の犠牲を拂つてこの舉に出でたことは、眞の日華經濟提携の大乗的趣旨に即應したものと言ひ得るであらう。とまれ舊省市營工場の還附は廣東失陥以來の廣東中國工業界に於ける最大の收穫であり、同時に廣東作戰によつて挫折を見たこれ等『南支近代工業の先驅』の再出發を示現したものである。

現在に於ける省市營工場の運營狀況は左の如くである。

(一) 日本側による委託經營工場（括弧内は場所並に委託經營會社）

△廣東電力管理處（市内太平路、臺灣電力會社）……投資八十六萬圓、市内十六萬燈餘に配電、尙電燈新規取付数は逐月増加の趨勢にある。

△廣東自來水管理處（市内太平路、臺灣拓殖會社）……投資約百萬圓、市内一萬三千戸に給水、最近毎月平均四百戸内外の給水需要あり。

△麥酒工場（西村、大日本麥酒會社）……投資五十萬圓、昭和十五年十月當工場生産の生ビール四十二石が始めて市場に出廻つた。同年十二月以降鐵詰ビールも市場に出廻り始め、現在迄約一萬五千箱（一箱四打入り）生産されてゐる。年産二萬五千乃至三萬箱の見込。ビールの外に清涼飲料水も製造され、年産五、六萬箱の見込みである。

△洋灰工場（西村、淺野セメント會社）……昭和十四年三月より百二十萬圓を投じて改修に當り、十五年四月末作業開始、月産二千五百噸乃至四千噸（生産能力月産七千噸の見込）。

(二) 日本側の委託經營せざる工場（括弧内は場所並に還附前軍管理下に委託經營を引受けた日本商社）

- △紡績工場（河南、上海紡績會社）……百數十萬圓を投じて修復せるも未だ操業に至らず。
- △製紙工場（河南、王子製紙會社）……昭和十四年八月約百萬圓を投じて復舊に努め、十五年六月より日産六十噸の全工場能力を發揮してゐたが、同年八月以降操業中止。
- △硫酸曹達工場、肥料工場（西村、三井物産會社）……現在放置状態にある。
- △東莞、順德糖廠（東莞、順德、南方開發糖業組合）……現在迄のところ東莞糖廠のみ運營、昭和十五年

度（十四年十二月から十五年五月に至る）産糖二萬ピクトル、昭和十六年度（十五年十二月から十六年五月に至る）産糖二萬二千ピクトル。本年五月省政府との間に委託契約を解除し、建設廳農林處長何品良を首席委員とする準備委員會を結成し、十月より本格的着工準備にとりかかつた。

手工業の殷賑

廣東に於ける手工業の復活はめざましく、廣東工業復興の中核をなしてゐる。就中綿織業は人口激増による消費増加、香港よりの織造廠の廣東復歸、上海地方の綿糸布界動搖の悪影響を受けなかつたこと等により、昭和十五年半ば以來頗る活況を呈し、織機數は手織機、機械織機を併せて約四千臺、業者約二百、従業員一萬數千に上り、事變前を凌駕する勢である。當地で製造されるものは土産布と稱する粗布、綾木綿、綿ネル、帆布類及び綿製品としてはメリヤス、タオル、手袋、靴下等で、之等製品は市内及び隣接地區へ供給される外厦門其他へ移出される。當地の最大織造廠たる天工布廠は電機五十、夾紗機十、労働者八十餘、月産土布及び帆布約四萬碼に上り、この外タオル織造工廠二十餘、女工四千乃至五千、家庭織造廠五十餘を算

し、大規模の織造工廠は民營工場を観を呈してゐる。

また竹細工業は従業者一萬餘で事業前の約二倍といふ素晴らしきである。其の他花蓆、アンペラ、玉器、扇子、器物、電気器具、緞綢、象牙細工、紫檀細工、藤細工等の各部門に亘つて手工業は繁榮を極めてゐる。

製糸業の工場数は三十餘のうち、昭和十五年より十六年にかけて運営されてゐるものは十五工場で、之等工場の資本は二十萬元前後であり、昭和十五、十六年を通じての平均月産額約一千俵（一俵八十斤）に上つてゐる。殊に昭和十六年五月より六月にかけて海外需要殺到し、製糸業は繁忙を極めたが、七月の米國の資産凍結により今後若干の影響は免れないであらう。

この他紗綢（オイルクロス）を始め各種織物業、落花生搾油業、ゴム、ガラス、皮革、マツチ、五金、油漆、車船等の各民營工場が多數存在してゐるが、これ等は大規模なるものは別として、その資本、運営状況等より見れば、大部分手工業の領域にあるものと見られやう。

日華合辦會社

以上省市營工業其他各種工業の外、昭和十四年七月日華合辦會社廣東製紙廠が設立された。資本金四十萬圓（日本側二十六萬圓、中國側十四萬圓）で、日本側は國際商事と日華興業の出資である。生産品はライスペーパーで月産三百乃至四百箱に上り、現地需要に充てられる外、中北支へも移出される。

商業團體の復活

手工業を中心とする中小工業の繁榮は商業部門に反映し、廣州市商會發表によれば、昭和十五年末迄に復活した商店数は一萬一千餘に上つてゐる。

現在當地に於て復活せる商業團體としては廣州市商會を始め二十三箇の同業公會あり、正式入會せる會員は約一千七百に達し、この外市商會より復業證を領得せる商店は五千餘軒の多き

に上つてゐる。廣州市商會並に同業公會の各會員數及び會長を擧げれば左表の如くである。

| 會名 | 會員數 | 會長 |
|-----------|-----|-----|
| 廣州市商會 | 二二 | 植子鄉 |
| 火柴販賣業同業公會 | 二八 | 陳廣 |
| 土榨油業 | 四七 | 容伯耀 |
| 米糠雜糧帮業 | 六七 | 陳永京 |
| 穀米欄業同業公會 | 四〇 | 陳英 |
| 米業 | 三九四 | 阮大文 |
| 鮮鹹瓜菜業 | 一二九 | 張錦 |
| 鮮菜鹹貨業 | 一〇六 | 劉小倉 |
| 牲口欄業 | 一五 | 高濤 |
| 糖麵業 | 六〇 | 譚公培 |
| 杉木業 | 六四 | 黎靜波 |
| 公認錢莊業 | 二一 | 黃惠伯 |
| 錢銀材換業 | 二二 | 談國英 |
| 金業 | 八七 | 泰子鄉 |
| 酒樓茶室業 | 五八 | 鮑少東 |

| | | |
|---------|----|--------------|
| 粉麵茶點業 | 一八 | 黃受之 |
| 粉麵茶樓餅食業 | 三二 | 陳青選 |
| 花紗業 | 四一 | 梁永祐 |
| 香燭紙寶冥纒業 | 九四 | 會棠 |
| 輪船業 | 二三 | 陳振良 |
| 煤油類業 | 四四 | 植子鄉 |
| 烟糸業 | 五二 | 易樂民 |
| 洋庄糸業 | 一七 | 吳谷五 |
| 肉業 | 不詳 | (市商會の管轄外にあり) |

以上の同業公會は廣東商業界に於ける横の連絡提携機關として健全な組織の下に統制されてゐるが、就中花紗業、錢莊業、錢銀材換業、煤油類業、糖麵業等は指導的同業公會として所屬の各商店は隆盛を極めてゐる。この他香烟業、燐寸業、故衣業、生糸業、煙草業、雜貨商、海産物商、果菜商等も夫々繁榮してをり土酒釀造業、土産紙製造業、印刷業、染料商、化粧品製造販賣業、蠟味業、青果集散商、ゴム業、建築業等も最近の華人商業界に於て目立つた繁榮振

りを見せてゐる。現在復業準備中の同業公會も相當多數に上つてゐる。

廣州市商會の外、廣東省占領地區に於ける各縣所屬の商會は大體左の如くである。

| 名 稱 | 設 立 年 月 |
|------------|----------|
| 廣州市商會 | 昭和十四年一月 |
| 三水縣西南鎮商會 | 同 十五年七月 |
| 東莞縣城商會 | 同 十四年九月 |
| 番禺縣市橋商會 | 明治四十三年 |
| 番禺縣石井市商會 | 昭和十五年九月 |
| 南海縣商會整理委員會 | 同 十四年六月 |
| 新會縣江門市商會 | 同 十二月 |
| 增城縣商會 | 同 三月 |
| 增城縣白石商會 | 同 十五年七月 |
| 增城縣下牛市商會 | 同 十六年二月 |
| 潮安縣商會 | 同 十四年十一月 |
| 中山縣商會整理委員會 | 同 十五年九月 |
| 中山縣沙溪墟商會 | 大正十一年三月 |

| | |
|-----------|---------|
| 中岡抗鎮商會 | 昭和十五年十月 |
| 順德縣商會 | 明治四十四年 |
| 從化縣太平市場商會 | 昭和十六年三月 |
| 汕頭市商會 | 同 十四年十月 |
| 潮陽縣商會 | 同 十六年四月 |
| 海口市商會 | 同 十五年七月 |

生 糸、米、野 菜

(一) 生 糸

生糸は當地輸移出品中の大宗で、順德、南海がその主要生産地である。昭和十四年度以降の當地生糸生産額を示せば左の如くである(單位俵、一俵は八十斤)。

| | |
|----------|--------|
| 十四年度 | 二〇、〇〇〇 |
| 十五年度 | 二、五〇〇 |
| 第一回作(四月) | 二、〇〇〇 |
| 第二々(五月) | 二、〇〇〇 |

| | | |
|------|--------|-------------|
| 第三 | 〃 (六月) | 一、〇〇〇 |
| 第四 | 〃 (七月) | 二、〇〇〇 |
| 第五 | 〃 (八月) | 二、五〇〇 |
| 第六 | 〃 (九月) | 二、五〇〇 |
| 第七 | 〃 (十月) | 一、一〇〇 |
| 合 計 | | 一三、六〇〇 |
| 十六年度 | | |
| 第一回作 | | 五〇〇 |
| 第二 | 〃 | 七〇〇 |
| 第三 | 〃 | 一、八〇〇 |
| 第四 | 〃 | 三、〇〇〇 |
| 第五 | 〃 | 三、〇〇〇 |
| 第六 | 〃 | 一、〇〇〇 |
| 第七 | 〃 | 一、〇〇〇 |
| 合 計 | | 一、五〇〇 (見込額) |
| | | 一、五〇〇 |

十五、十六兩年度を通じて生産額は平年作の約六割に過ぎないが、これは天候不良によるも

ので、就中一回作乃至四回作が特に不良だった爲めである。殊に十六年度は原料高、燃料入手難等の爲め前年度に比し一層不作であった。

生産額を産地別に見れば、大體順徳六割、南海三割、其他一割の順である。

(一) 米

昭和十四年あたりまで荒廢しきつてゐた郷村方面の田畑も、農民の復歸と共に逐次植付が行はれ、米は本市郊外の東圃から吉山、珠村、黄村、車陂、石牌等四十餘部落に亘り相當の産出を見てをり、これ等は各郷農村の自用に供する外、廣東省民食調節委員會、穀米管理處等を経て本市の食糧に充當されてゐる。

廣東並に附近占領地區に於ける米の需要は大體年三十五萬噸(一噸は一六・八擔)で、うち外米輸入高十五萬噸内外と見られてゐるので、土産米の出廻りは二十萬噸内外と推定されてゐる。

(三) 野菜其他

當地方の野菜、青果、家畜等の生産は豊富で當地方の自用に供する外、香港其他へ輸出される。

農林處を新設

省政府は昭和十五年十一月農村復興と農産増加を圖る爲め農林處を設置し（處長何品良氏）、農林振作に積極的に乗出し、着々成果を擧げてゐる。

其他牧畜、水産業、林業、鑛業等は未だ當地方が作戰地區であり、占領地域も狹隘なる爲め見るべき開發の域に達してゐない。

邦人商社の進出

戦火の洗禮を受けた廣東の經濟復興めざして乗込んだ我が商社は、前記省市營工場委託經營會社を始めとして、現在その數六百數十に上つてゐる。之れを業種別に分類すれば左の如くで

ある（廣東日本商工會議所調査、昭和十六年八月現在）。

運輸、荷役、倉庫二一、海産物、漁業八、料理店、飲食店一一二、菓子製造及販賣二七、銀行三、劇場、遊藝場一二、呉服、小間物、装身具、洋服仕立二四、鑛業、五金賣買六、材木三、食料品、罐詰二八、書籍文房具、印刷一四、寫眞館、寫眞材料、蓄音器レコード二八、質舖業二、醸造、清涼飲料水、豆腐、菓料製造一一、自動車、自轉車販賣及修理、部分品、ガソリン機油販賣一七、精肉、鮮魚、生果、蔬菜一八、セメント製造販賣一、製氷並に販賣業二、製紙並に販賣五、煙草一三、質貸自動車業九、電氣、機械、器具販賣並に工事請負業一三、時計、眼鏡、貴金屬商一四、鐵工業六、土木建築請負、家具製造販賣業二五、百貨店五、皮革業三、貿易業一〇五、ホテル、旅館、下宿業一四、保險業二、燐寸製造販賣業一、藥品、化粧品商一八、其他七七

軍票交換用物資配給組合

斯くて邦人商社のめざましい進出と共に、これ等業者間の無益の競争摩擦を避け、或は物資配給並に價格統制の強化を期する爲め、各種統制組合及び同業組合が結成された。即ち邦商の相互協力及び價格統制を目的として、昭和十四年二月廣東宣撫用品配給組合が成立し、綿糸布、

食料品、雑品の三部に分れ、組合員三百餘を算したが、爾後別項の如き各獨立の統制組合が生れ、昭和十五年九月十六日には輸移入配給組合として廣東軍票交換用物資配給組合が結成され、茲に廣東宣撫用品配給組合は發展的解消を遂げるに至つた。これ等各統制組合並に同業組合を擧ぐれば左表の如くである。

△統制組合

(イ) 廣東軍票交換用物資配給組合

| 組名 | 組合員數 | 理事長 |
|---------------|------|------|
| 廣東軍票交換用雜糧配給組合 | 五五 | 三井物産 |
| 同 綿糸布 | 二一 | 日本棉花 |
| 同 煙草 | 三 | 東亞煙草 |
| 同 砂糖 | 一三 | 三菱商事 |
| 同 燃料 | 四 | 三井物産 |
| 同 米穀 | 六 | 福大公司 |
| 同 鹽干魚 | 二六 | 日本水産 |
| 同 土木建築材料 | 三二 | 大倉商事 |

(ハ) 獨立せる各統制組合

| 組名 | 組合員數 | 成立年月 |
|-----------|-------------------------------|---------|
| 廣東內河運營 | 日本郵船外五社 | 昭和十四年五月 |
| 廣東魚市場 | 日本水産外六社 | 同 十四年八月 |
| ○ 廣東纖維統制 | 竹腰洋行外七社 | 同 十四年十月 |
| 廣東皮革統制 | 製造業櫻組工業外十四社 販賣業廣州産業公司外四十八社 | 昭和十四年十月 |
| ○ 廣東生糸屑輸出 | 三井物産外七社 | 昭和十五年九月 |

(ロ) 廣東軍票交換用物資配給組合聯合會

| | | |
|------------|-----------------|------|
| 會長 | 三井物産 | |
| 監事 | 日本棉花、日本水産 | |
| 委員 | 東洋棉花外十八商社 | |
| 參與員 | 正金、臺銀、華南銀行、東亞海運 | |
| 同 機械器具 | 三三 | 同 |
| 同 麥酒酒類清涼飲料 | 三〇 | 三井物産 |
| 同 紙類 | 一一 | 同 |
| 同 食料品雜品 | 一八六 | 大丸興業 |

廣東荷役倉庫

南洋倉庫外十社

同 十六年五月

(○印は輪移出組合)

△同業組合

廣東日本人時計眼鏡商工組合、廣東藥業組合、廣東寫眞業組合、廣東飲食店組合、廣東中央飲食店組合、河南飲食店組合、廣州東部四業組合、廣東料理屋組合

廣東日本商工會議所の設立

昭和十五年三月には日本側商社により、廣東日本商工會議所が設立され、會頭に高山三平氏(臺拓理事)副會頭に長谷川武吉氏(日本郵船廣東支店長)が就任したが、本年三月議員改選の結果左の諸氏が決定、現在に至つてゐる。

- 會 頭 三井物産廣東出張所長 森廣三郎
- 副會頭 臺灣銀行廣東支店支配人 石黒信一
- 常議員 華南銀行廣東支店支配人 池田佐一郎外六名
- 議 員 福大公司廣東支店長 濱田林藏外二十四名

理 事 平野健

同會議所は金融、貿易、商業、工業、交通の五部會に分れ、夫々の所屬議員を決定し、圓滑なる事務の分擔遂行を期し、日本側商社の緊密なる連絡提携に當ると共に、各種經濟調査をも行ひ、廣東經濟界の推進に寄與してゐる。

(四) 物 價 の 推 移

米、野菜、家畜等の現地産物があるが、米は占領地区内の需要を充し得ず、佛印、泰國等より輸入し、邦人用の米は臺灣より輸入してゐる。其他一般に現地生産品並に輸移入品を以て占領地区内の需要に當てゝゐるが、需給關係は概して強調で、殊に昭和十五年十月以降實施された輸移入宜撫品への課税等により物價は騰勢を辿り、十五年末頃の廣東市の物價は昭和十四年の初期に比較して二倍半乃至三倍に騰貴してゐる。

本年に入つてからは軍票建物價は概して漸落歩調を辿つてゐるが、逆に法幣建物價は更に五割乃至六割方騰貴してゐる。

軍票建物價

廣東日本商工會議所調査に係る十二種目(八十一品目)に關する昭和十六年五月下旬小賣物

價指數は本年一月上旬(指數百とす)に比し、騰貴三種目、下落九種目にして、全體として見れば九二・八で七分二厘の低落を示してゐる。更に六月下旬は八九・一で前月下旬に比し三七低落、七月に入るや騰勢に轉じ、同月下旬は九一・六と六月下旬に比し二・五騰貴、八月下旬は九六・三で前月下旬に比し更に四・七の騰貴となつてゐるが、一月上旬に比較すればなほ三・七の低落を示してゐる。これを表に示せば次の如くなる。

軍票建小賣物價指數

| | |
|-----------|-------|
| 昭和十六年一月上旬 | 一〇〇・〇 |
| 同 五月下旬 | 九二・八 |
| 同 六月同 | 八九・一 |
| 同 七月同 | 九一・六 |
| 同 八月同 | 九六・三 |
| 法幣建物價の動き | |

廣州市商會調査による十一種目（百四十二品目）の昭和十六年五月下旬法幣建卸賣物價指數は、昭和十五年十二月下旬（指數百とす）に比し約五割五分の騰貴を示してゐる。六月下旬には一四七・一で五月下旬より七・四後退、七月再び騰勢に轉じ同月下旬には一七〇・〇で前月下旬に比し二二・九騰貴、八月下旬は一七七・三で七月下旬に比し七・三騰貴、昭和十五年十二月下旬に比し七割七分三厘の騰貴を示してゐる。これを表に示せば左の如し。

法幣建卸賣物價指數

| | |
|------------|-------|
| 昭和十五年十二月下旬 | 一〇〇・〇 |
| 同 十六年 五月同 | 一五四・五 |
| 同 六月同 | 一四七・一 |
| 同 七月同 | 一七〇・〇 |
| 同 八月同 | 一七七・三 |

以上の如く法幣建物價が軍票建物價に比し著しい騰貴を示してゐるのは、物資の需給關係よ

り生じたものではなく、昭和十六年一月以降の軍票價値の驚異的昂騰とこれに對する法幣相場
の暴落に基くものである。また七、八月に軍票建、法幣建共に騰貴してゐるが、これは英米の
資産凍結の前後に於ける物資の入手難を見越しての上昇と見られる。

(五) 廣東貿易の特殊性

廣東は水陸交通の要衝に當り、南支に於ける物資集散運輸の中心である。

事變勃發以來、北中支諸港の封鎖に伴ひ、廣東が粵漢線（昭和十二年九月竣工）の登場と相俟つて、南支に残された軍需物資輸送の最大ルートとして軍事的、經濟的にめざましい役割を果して來たことは周知の事實である。廣東貿易には次の如き特殊性が擧げられる。

(一) 廣東は累年入超を示してをり、その補填を同省出身の華僑送金に依存して來た（廣東華僑の項参照）。

(二) 廣東貿易は香港弗を中心に行はれ、従つて香港弗は廣東貿易に對し支配的勢力を持つてゐた。

(三) 廣東は珠江デルタ地帯に圍繞され、香港、澳門の自由港に近接し、斯かる地理的條件は

自ら密輸の發達を促した。

(四) 廣東の對外貿易は殆ど外國商社によつて把握され、土着貿易商の勢力は到底これに及ばず、従つてそこに強靱なる買辦資本の支配力を發生せしむるに至つた。

攻略前の廣東貿易

廣東貿易は大正十一年（一九二二年）以來同十五年（一九二六年）の排英經濟絕交事件當時迄は繁榮を極め、内外總貿易額は毎年二億兩以上を占め、大正十五年は右事件の結果香港經由の貿易を奪取したために、最高二億七千餘萬兩に達し、翌昭和二年以降は若干減退したが尙一億八千萬兩以上を保持し、昭和六年には再び二億三千餘萬兩に撥ね上つた。其後は世界的不況、廣東省政府の政變動亂、密輸の激増等により漸減し、昭和七年は三億三百萬元（約一億七千萬兩）、更に昭和九年は一億九千百萬元に著減したが、翌十年は一億九千八百萬元、十一年は二億一千七百餘萬元、十二年は二億五千百萬元に恢復し、十三年は中支貿易の南移により二億九千

| | | | | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 北支合計 | 三三,〇三二 | 三三,四四〇 | 七六,四三二 | 三六,五三二 | 三九,八八五 | 六二,五九 | 五九,四五 | 三六,〇六 | 八五,四四 |
| (六港) | (一〇・一) | (一五・七) | (一七・六) | (二〇・一) | (二四・一) | (二六・七) | (三三・七) | (三三・〇) | (三三・四) |
| 中支合計 | 一〇,八三七 | 一六,四七五 | 二五,四七〇 | 一〇,〇八七 | 一六,四四六 | 二四,四三〇 | 五八,七五〇 | 九五,六七 | 一四四,六七 |
| (十六港) | (六・四) | (六・五) | (五・七) | (五・三) | (七・一) | (四・六) | (三・三) | (七・三) | (四・六) |
| 全國合計 | 一五,一五二 | 二四,七四四 | 四一,九〇二 | 二六,六一九 | 五六,三三二 | 八七,〇二二 | 一一八,二〇五 | 一三二,七三三 | 二三〇,一〇八 |
| (四十港) | | | | | | | | | |

攻略後の相貌

我軍入城後の廣東貿易は全くその相貌を一變し、市場に於ける商品は日本を始め圓域各地より輸移入される宣撫品一色を以て塗りつぶされたかの觀がある。この宣撫品がわが軍票價值維持の裏付けとして有效な役割を果たしたことは既述の如くである。

宣撫品の活潑なる動きに伴ひ、わが業者間の無益の競争摩擦を避けるため、昭和十四年二月纖維部、食料品部、雜品部の三部より成る廣東宣撫用品配給組合が結成されたが、爾後同組合より派生獨立せる各種輸移出統制組合（廣東纖維屑統制組合、廣東生糸屑糸輸出組合等）が成

立し、更に翌十五年九月には輸移入統制と價格統制を一段と強化し、物資配給を一層圓滑ならしむるため、廣東軍票交換用物資配給組合並に同聯合會が生れ、茲に廣東宣撫用品配給組合は發展的解消を遂げるに至つた。

廣東軍票交換用物資配給組合規約によれば、同聯合會は「當局の指導監督の下に廣東を中心とする占據地區に於ける軍票の價值維持を圖るため圓建物資の圓滑なる輸移入、配給に關し第四條に掲ぐる各組合を統制する」（規約第二條）を目的とし、この目的を達成するため「一、物資の輸移入及配給の調整、二、販賣價格及取引條件の調整、三、消費狀況其他必要な調査、報告及通報、四、各組合に對する指導監督、五、其他必要な事項」を處理する（同第五條）。

「第四條に掲ぐる各組合」とは左の十二組合を云ひ、「當局に於て必要と認むるときはこれを増減」し得ることになつてゐる（同第四條）。

- 一、廣東軍票交換用雜糧配給組合
- 二、同 綿糸布配給組合
- 三、同 砂糖配給組合
- 四、同 燃料配給組合
- 五、同 米穀配給組合

- 六、同 鹽干魚配給組合
- 七、同 土木建築材料配給組合
- 八、同 機械器具配給組合
- 九、同 麥酒、酒類、清涼飲料配給組合
- 一〇、同 食料品雜品配給組合
- 一一、同 煙草配給組合
- 一二、同 紙類配給組合

珠江一部開放さる

攻略後宣撫品を中心として押し進められた廣東貿易は一年半後の昭和十五年四月、極めて制限された範圍に於てはあるが珠江貿易の開放によつて漸く本格的色彩を帯び來るに至つた。昭和十五年四月二十日珠江貿易の一部が開放された。しかし廣東を中心に南支一帶は今尙作戦地域たることに變りはない。廣東が作戦上の中樞地區である限り、その金融、産業、貿易等の各部門が制約を受けることは明らかである。珠江貿易に對する制限とは、

- 一、我軍が作戦及び治安維持上禁止又は制限することあるべき貨物を積載せざること
 - 一、航行は晝間を限り廣東、香港又は廣東、澳門間のみにて他に停船せざること
 - 一、航行中たりとも軍に於て必要と認むる場合は停船を命じ臨檢することあるべく又航行中は撮影を禁止すること
 - 一、軍に於て乗客中治安に妨害ありと認めたるものあるときはこれを逮捕し若しくはその上陸を禁止すべきこと
 - 一、再輸出は原則として禁止すること
- 等であつて、航行船舶は當初日本船二隻（白銀丸、海珠丸）英國船一隻（佛山號）葡國船一隻（昇昌號）の四隻であつたが、其後日本客船一隻（宜陽丸）及び貨物船三隻（福海丸、南昭丸、南和丸）の合計四隻が増加された。
- 航行回数は現在のところ大體一ヶ月につき、
- 一、廣東、香港間

- 白銀丸——七乃至八往復
- 佛山號——四往復
- 一、廣東、澳門間
 - 雲陽、宜陽、海珠並に貨物船三隻—夫々七乃至八往復
 - 昇昌號——六乃至七往復

である。

就航船舶の貨物積載能力は大體左の如くである。

- 一、海珠丸、雲陽丸、宜陽丸——二七〇噸より最大限一、〇〇〇噸まで
- 一、白銀丸——四〇噸より最大限四〇〇噸まで
- 一、福海丸、南昭丸、南和丸——一〇〇噸乃至一五〇噸
- 一、佛山號——一、〇〇〇噸
- 一、昇昌號——五〇〇噸

輸移出入品中の禁制品目に就いては、事變前より禁止又は制限して來た物品に對しては從來通り禁止制限（その品目總數五十餘種に上る）、新たに制限すべき物品に就いては粵海關監督公

署に於て總數六十八種の品目を決定發表した。其後本年四月更に十五品目、同九月三品目の制限貨物を追加した。斯くの如く禁止制限の範圍が約百四十種の多數に及んでゐることは注目に値するが、これは作戦地區の經濟施策として當然の措置と見なければならぬ。

税率に關しては輸入税は北中支で使用されてゐる昭和十三年の改正税率を適用、輸出税は昭和九年の輸出税率表を適用し、また移出入税は昭和十二年公布の轉口税率表を適用してゐる。

貿易品目としては香港、澳門より廣東へ輸入されるものに金物、小麦粉、藥種、煙草、化學藥品、染料、油脂類、食料品等あり、廣東より香港、澳門へ輸出されるものに草蓆、花蓆、アシペラ、野菜、青果、家畜、土器、寶石等がある。

前述の如く本貿易は極めて制限された機構の下に開放されたもので、實質上は從來許可されてゐた船客の往復が一部貨物の搬出入に及んだだけのことである。この意味に於て廣東港に於ける搬出入制限の一部緩和に過ぎないのである。従つて珠江一部開放の齎らす貿易上の影響は微弱なものといふはねばならぬ。

圓ブロック貿易の輸移出入統制は、多面的に制約された珠江一部開放と共に、未だ廣東貿易に開放的な感じを與へてゐないが、珠江貿易の登場を契機として廣東貿易が漸次活況を呈して來たことは事實である。即ち珠江一部開放の昭和十五年四月以降十六年三月に至る一年間の廣東貿易總額は輸移入五千三百九十一萬金單位、輸移出九千九十五萬元を夫々突破し、事變以來の最高記録を作つてゐる。同期間中の貿易額を示すと左表の如くである。

昭和十五年四月—十六年三月、一年間の廣東貿易統計

| 月 | 輸移入(單位金單位) | | 輸移出(單位元) | |
|---------|--------------|---------------|----------|-----|
| | 輸移入 | 輸移出 | 輸移入 | 輸移出 |
| 昭和十五年四月 | 六四一、三七七・三五 | 二二八、四〇三・六八 | | |
| 五月 | 六、五一一、四二三・〇七 | 四、五五四、〇四〇・四四 | | |
| 六月 | 五、五二八、一四〇・二二 | 一〇、〇七五、九五六・九二 | | |
| 七月 | 六、三七四、六〇四・一九 | 八、五三四、五三四・三八 | | |
| 八月 | 七、一七六、六五六・七四 | 八、三六三、六九六・〇〇 | | |
| 九月 | 二、五一二、二九〇・七五 | 五、七五四、二一四・九二 | | |
| 十月 | 一、一六四、一九五・二二 | 四、一九四、四七二・五〇 | | |
| 十一月 | 四、九九七、九三六・九四 | 六、六三八、五六二・九〇 | | |

| 月 | 輸移入 | 輸移出 | 合計 |
|---------|---------------|---------------|----|
| 十二月 | 四、九二六、七一五・七〇 | 九、五八三、二一九・二五 | |
| 昭和十六年一月 | 四、八〇七、九七四・〇一 | 一二、〇四〇、四九五・九一 | |
| 二月 | 四、四一五、五七四・二五 | 一〇、九二三、五一七・三四 | |
| 三月 | 四、八五五、八三九・五六 | 一一、〇六一、七一〇・七九 | |
| 合計 | 五三、九一二、七二八・〇一 | 九一、九五二、八二五・〇三 | |

これを昭和十年以降廣東攻略の昭和十三年迄の貿易額に比較すれば次の如くである。

| 年 | 輸移入 | 輸移出 | 合計 |
|--------------------|----------|-----------|-----------|
| 昭和十年 | 六五、二五五千元 | 一三三、三五五千元 | 一九八、六一〇千元 |
| 十一年 | 八〇、八四一 | 一三七、一四六 | 二一七、九八七 |
| 十二年 | 九一、三八六 | 一五九、九五五 | 二五一、三四一 |
| 十三年 | 一二九、七一七 | 一六二、六四八 | 二九二、三六五 |
| 十五年四月より 十六年三月まで | 九一、九五三 | 五三、九一三金單位 | |

- 斯くの如き貿易額の増大、殊に輸移出額の著しい躍進は大體、
- 一、治安確立による商工業の發展
 - 二、省政府當局の積極的農村建設施策による農産品の收穫増加

三、國際情勢の急變による物價の昂騰

四、法幣相場の低落

等の諸事情に基くもの考へられる。

貿易品目は輸移入品では米、鹽干魚、砂糖等の食料品、飲料水、藥品類、油脂類、燃料、化學製品及染料、綿糸布、肥料、紙類、煙草、雜貨、落花生、大豆等の雜糧で食料品、飲料水及藥品類が二千五百七十一萬八千三百金單位餘で全輸移入額の四割七分と第一位を占めてをり、油脂類、煙草、化學製品及染料等がこれに次いでゐる。

輸移出品では生糸を始め屑糸、麻等の紡織纖維及びその製品、野菜、青果、藥材、香料、茶、雜貨、竹木材、紙類、家畜等で筆頭は生糸を主とする紡織纖維及びその製品が四千九百四十五萬元餘で全輸移出額の五割三分を占め、この中紡織纖維が二千八百二十七萬元、土布一千二百八十萬元と該品目の大部分を占めてゐる。これに次いで青果、野菜、藥材、香料、家畜、茶の順位となつてゐる。

これら輸移出品は殆んど北中支向けで、この中生糸、屑糸は先づ上海に移出し、同地で積替の上米國、印度、佛國、埃及等へ輸出される（米國、印度向け輸出は米英の資産凍結以來停止となつた）。

海關收入躍増

斯かる貿易額の増勢は粵海關稅收の數字の上に明らかに反映されてゐる。即ち昭和十五年四月以降珠江貿易の一部開放と共にそれ迄冬眠状態にあつた稅收は逐月活況を呈するに至り、ただ八月以降約四ヶ月間は前記の佛山號問題並びに香港、澳門のコレラ猖獗のため、一般航行が禁止されたので激減するに至つたが、十月十五日より日本並に圓域諸地方より輸移入される宣撫品に對し一齊に關稅を徵收することとなり、更に十一月下旬に至り禁止中の香港、澳門との航行も解除され茲に再び増加の態勢を回復し、昭和十六年一月には二八五萬元を突破し、二月には半額以下に下落したが、三月には再び二〇〇萬元を超へ、四月には二五〇萬九千元といふ

激増振りを示してゐる。左に一昨年来の毎月の海關稅收の概數を掲げよう（單位千元）。

| 月 | 昭和十六年 | 昭和十五年 | 昭和十四年 |
|-----|-------|-------|-------|
| 一月 | 二、八五二 | 四七 | 五四〇 |
| 二月 | 一、二〇三 | 二三 | 五 |
| 三月 | 二、〇七一 | 七四 | 二三 |
| 四月 | 二、五〇九 | 五四一 | 四八 |
| 五月 | 一、八六四 | 四三三 | 二八 |
| 六月 | 一、九七九 | 五三四 | 二八 |
| 七月 | 二、三二二 | 七四六 | 二四 |
| 八月 | 一、九七九 | 一、〇一一 | 六一 |
| 九月 | 一、三八八 | 四四九 | 三五 |
| 十月 | | 四六三 | 四九 |
| 十一月 | | 一、二八五 | 二九 |
| 十二月 | | 一、二九六 | 二四 |

右表によつて明かな如く、海關復活前の寥々たる數字が四月に入つて一桁飛躍し、爾後大體逐月漸増の一途を辿り、九月、十月にはガタ落ち、十一月、十二月に入つて再び撥ね返してゐる。

る。これは宣撫品への課稅と香港、澳門との航行解禁による荷動きの回復とに依るものである。昭和十六年八月、九月には漸落歩調に轉じてゐるが、これは英米の資産凍結の影響と見るべきである。

更に昭和十四年は一月の五十四萬元を除いて、他はまことに寥々たる數字で、これらは郵便物への課稅がその大部分を占めてゐたものであるが、珠江封鎖中の影響を如實に物語つてゐる。

資産凍結の影響

昭和十六年七月二十六日發表された英米の對日資産凍結は當地の貿易部面に相當の影響を與へた。

先づ第一には當地方輸出の大宗たる生糸の仕向先を變更するのやむなきに立ち至つたことである。從來當地生産の生糸、屑糸等は主として米國と印度へ輸出されたが、今回の凍結令により同方面への輸出は今後絶望視されるに至つた。

第二には輸入資金の調達が極めて困難となつた。従來は香港弗又は法幣を以て英貨又は米貨を買ひ、それを輸出地の通貨に替へて輸入商品代金の支拂に充當してゐたのであるが、英米貨の取引不能のため輸入資金を賄ふことが出来なくなつた。

第三は凍結に伴ふ上海方面よりの物資輸移入難の結果、當地物價の騰貴を招來した。殊に凍結の結果たる上海の爲替取引制限による法幣相場場の低落は一層當地法幣建物價の騰貴に拍車をかけた。

以上の對策として次の諸點が考慮されるであらう。

- 一、生糸を始め各種土產品の輸出先を確保し、これらの輸出を獎勵して輸出爲替を集中すること。輸出先としてはさしあたり佛印、泰國等が挙げられる。
- 二、米を始め土產物資の生産獎勵とその確保。
- 三、華僑送金の吸收、其他華僑との提携。華僑資金の動員等により輸入資金問題の解決に資する。

尙、凍結以來日本船舶の香港寄港は中止となつたが、珠江貿易に對する影響は現在のところ極めて微弱なものである。

この英米の資産凍結措置に對し、廣東に於ける日華當局でも直ちに報復措置に出で、七月二十八日にはわが廣東總領事館では在留邦人に對し英米人との取引制限取締方を通達、引續き省政府でも日本側の方針に協力し在廣東中國人に對し同様の措置を講じ、更に十月には『處理指定人資産廣東執行委員會』を組織し（財政廳、省警務處、省銀行、粵海關監督公署、廣東市政府、省會警察局、外交特派員公署の各代表者を以て組織し、財政廳長汪宗準を主任委員とす）、指定外國人資産處理に關し積極的に事務を開始した。

要するに開放後の珠江貿易は未だ微弱なものに過ぎず、その貿易機能も自ら積極性を缺くに至つたといへ、本貿易の出現は攻略後の戦地廣東に最初の國際貿易を復活せしめ、これによつて第三國の在支權益並に中國側の民福尊重を可能なる範圍に於て最大限度に實證した點に重要意義がある。

事實珠江一部開放以來貿易額及び關稅收入の統計に示す如く貿易機能の活潑化と共に廣東產業界が一脈の活氣を呈して來たことは我々の眼のあたりに見るところであり、殊に昭和十五年十月十五日以降實施せられた宣撫品への一齊課稅は海關稅收を飛躍的に増加せしめ、更に又十月一日より復活した中山、澳門貿易は廣東貿易の内容を一段と擴充せしめるに至つた。

一方去る七月末、英米の資産凍結が廣東貿易に若干の影響を與へたといへ、これとてもわが東亞共榮圈建設の大方針遂行途上當然逢着すべき運命にあつた一障礙として克服さるべきであり、斯かる英米の經濟挑戰に對しては、英米依存經濟の打破と東亞共榮圈經濟の確立とを以て應酬すべきであらう。

(六) 廣東華僑

廣東華僑の特質

福建華僑と共に華僑の双璧たる廣東華僑は最も古くから海外に移住し、澳門、香港及び南洋各地に散在、更に北米、南米、歐洲、大洋洲等にも及んでゐる。性敏慧で海外の新空氣に接し、南洋にあつては言論機關及び教職に従事するもの多く、指導的地位を占めてゐる。

殊に彼等は福建華僑に比較して著しく鬭爭心の強いのを特色とし、早くから民國革命黨と連絡を保ち、革命思想に富み移住地を革命運動の根據地として活躍、近年は黨部の指導訓練によつて國家主義的色彩が頗る濃厚となつて來た。彼等はまた郷土愛強く、成功、不成功に拘らず一代で歸國するものが多く、その子弟が學齡に達すれば本國で教育を受けさせる。彼等の愛郷心の強いことはその熾烈なる排日運動に最もよく反映されてゐる。即ち事變以來彼等の愛郷心

は歪められた形に於て露骨な抗日運動となつて現はれ、事變勃發當初泰國に於ては蔣政權からの派遣員の入國によつて大いに氣勢を揚げ、福建華僑に對しても抗日意識を煽り、またテロ團の秘密結社を組織し、日本品取扱ひの商社を脅迫する等の舉に出た。

マレーでは抗日華僑の巨頭陳嘉庚を始め抗日團體は福建派が多いが、『馬來亞抗敵救國鋤奸團』の第一線に立つて、排日貨の宣傳やテロ行爲に當る尖鋭分子は悉く廣東系で占められ、南洋各地の中で排日貨は最も熾烈を極めた。

廣東華僑がその在住華僑の八割を占むる佛印もマレーに次いで排日貨運動烈しく、邦品を取扱ふ支那商の名簿を作製し、それらの商人の本國にある財産を沒收し或は店頭に監視員を派遣して脅迫、其他罰金の徴收、耳斬事件等も頻發した。

斯くの如く廣東人の勢力の大きい泰國、馬來、佛印に於ては蘭印、比律賓等に比し抗日運動は急激且執拗で、蔣政權の誤れる宣傳に眩惑された廣東華僑の歪められた愛郷心と鬭争心が如實に反映されてゐる。

また廣東華僑が福建華僑と共に海外殊に南洋に驚異的發展を遂げた共通の理由として

- (一) 山岳多く農産資源の貧弱
- (二) 南洋諸地方への渡航の便
- (三) 海事思想の普及と航海事業の發達
- (四) 土地制度其他封建的人爲的禍害の重壓に基く經濟的壓迫
- (五) 外國に於ける支那勞働者需要の増加

等が擧げられるが、廣東人が福建人の溫和質實なるに比して遙かに鬭争心と積極性に富み、慄悍なることは彼等を一層海外に驅り立てる拍車ともなり、又近世華僑渡航者のトップを切り量的に福建華僑を優に壓倒するに至つた所以でもある。

海外における分布状態

廣東省出身の華僑には廣東人の外に潮州人、海南人、客家人がある。

潮州人は廣東省の東部沿岸一帯に亘り、汕頭から渡航してゐる。彼等は泰國に最も多く、其他の地方では第三位乃至第四位を占め、農業、工礦業に従事する労働者がその大部分を占めてゐる。

茲に注目すべきはその特性の上より見るときは潮州出身華僑は廣東系よりも寧ろ比較的穩健にして出稼地を樂土として永住し、居留國の法制、社會組織に順應し易い福建系に近いことである。このことは潮州出身華僑が泰國在住華僑の六割を占め、他の廣東省出身華僑を數的に斷然壓倒してゐること、思ひ合せて、今後の華僑動向上看過し難い點であらう。

海南人は海南島出身の華僑であつて海口から出入しその數も少い。専ら家内労働者、小飲食店業者其他下級労働者が多い。

客家人は廣東省東北部の山間地方からの出身者で潮梅地方（舊嘉應州地方）を中心としてゐる。彼等は主として汕頭から南洋各地に渡り、その最も多い地方は英領馬來及び蘭印である。英領馬來では福建人、廣東人に次ぎ、蘭印では福建人に次いで第二位を占め、殊にボルネオは

客家人の天下と云はれてゐる。資性伶俐で商才に富み、藥種商、質屋其他中小の商店を營み、労働者もまた多い。

客家 (Hakkas) は北中支より廣東省、廣西省等に移住して來た漢民族で、原住民たる本地人 (Panti) に對するものである。客家は廣東、廣西の外、福建、江西、浙江、四川の各省にも及んでをり、その數は四千萬人とも云はれ、或は一千數百萬人とも云はれてゐる。廣東省に於ける客家は約五百萬人、東部客家、中部客家、南部客家の三部に分れる。東部客家は客家の發祥地潮梅地方に亘り、その數最も多く二百五、六十萬人を算し、中部客家は花縣、從化、翁源等の數縣に亘り、その數土着民と相半ばし、南部客家は南西部欽縣、合浦、廉縣等に亘つて居住しその數八十萬人と云はれる。廣東省に於ける本地人は先住者たる廣東人を指し、廣東を中心に西江沿岸、珠江下流の豐饒なデルタ地帯等凡そ二十六縣に亘つて居住し、その數一千五百萬乃至二千萬人と云はれる。なほ客家の系統に福老 (Hoklor 學老) なる種族あり、廣東省に來た福建人の義で、その數三百萬、廣東省東部汕頭方面の諸縣に居住してゐる。

華僑は世界約六十ヶ所に散在し、一萬人以上集團するものは二十ヶ所を超へてゐる。華僑總數が幾何なるかは正確なる統計なく、推定數は七、八百萬から一千萬突破、或は四、五百萬程

度と區々であるが、これは混血華僑の取扱方の相違に基くもので、昭和九年の僑務委員會の報告に約八百萬と推定されてゐるのは混血華僑を除外した數字である。この中南洋華僑は約六百萬を占めてをり、その郷土別一覽表を示すと次の如くである。

△泰 國

| | |
|------------|-----------------|
| 廣東省出身數 | 二、二〇〇、〇〇〇 (八八%) |
| 潮州人 | 一、五〇〇、〇〇〇 (六〇%) |
| 廣東人 | 二五〇、〇〇〇 (一〇%) |
| 海南人 | 二五〇、〇〇〇 (一〇%) |
| 客家人 | 二〇〇、〇〇〇 (八%) |
| 福建省出身數 | 二五〇、〇〇〇 (一〇%) |
| 其他(上海、湖北等) | 五〇、〇〇〇 (二%) |
| 合 計 | 二、五〇〇、〇〇〇 |
| △英領馬來 | |
| 廣東省出身數 | 一、〇二五、六三六 (六〇%) |
| 潮州人 | 二〇五、一二七 (一二%) |

| | |
|---------|---------------|
| 廣東人 | 四一〇、二五四 (二四%) |
| 海南人 | 一〇二、五六四 (六%) |
| 客家人 | 三〇七、六九一 (一八%) |
| 福建省出身數 | 五八一、一九三 (三四%) |
| 其他(廣西等) | 一〇二、五六三 (六%) |
| 合 計 | 一、七〇九、三九二 |

△蘭領印度

| | |
|--------|---------------|
| 廣東省出身數 | 五五四、六九二 (四五%) |
| 潮州人 | 一二三、二六五 (一〇%) |
| 廣東人 | 一八四、八九七 (一五%) |
| 客家人 | 二四六、五三〇 (二〇%) |
| 福建省出身數 | 六七七、九五八 (五五%) |
| 合 計 | 一、二三二、六五〇 |

△印度支那

| | |
|--------|---------------|
| 廣東省出身數 | 三〇五、一七七 (八〇%) |
| 廣東人 | 一九〇、七三六 (五〇%) |

| | |
|----------|-------------------|
| 潮州人 | 一一四、四四一 (三〇%) |
| 海南人 | |
| 客家人 | |
| 福建省出身數 | 七六、二九四 (二〇%) |
| 合計 | 三八一、四七一 |
| △比律賓 | |
| 廣東省出身數 | 二二、一〇〇 (二〇%) |
| 福建省出身數 | 八八、四〇〇 (八〇%) |
| 合計 | 一一〇、五〇〇 |
| △英領北ボルネオ | |
| 廣東省出身數 | 五二、五〇〇 (七〇%) |
| 福建省出身數 | 二二、五〇〇 (三〇%) |
| 合計 | 七五、〇〇〇 |
| △總計 | |
| 廣東省出身數 | 四、一六〇、一〇五 (六九・三%) |
| 福建省出身數 | 一、六九六、三四五 (二八・二%) |
| 其他 | 一五二、五六三 (二・五%) |

合計

六、〇〇九、〇一三

右表の如く南洋華僑の出身地は廣東、福建系を以つて大部分を占められ、この中廣東華僑は四百十六萬餘、福建華僑はその半數以下の百七十一萬弱(註)、他省出身者は僅かに十五萬餘に過ぎない。

廣東華僑數の優勢なのは泰國、佛印、英領馬來で、泰國では二百二十萬で八割八分、佛印では三十萬餘の八割、英領馬來では百萬餘の六割、英領北ボルネオでは五萬二千餘の七割を占め、比律賓、蘭印では逆に福建華僑が壓倒的に多數である。

(註)昭和十五年八月福建省政府秘書處統計室で調査發表せる「福建華僑經濟」によれば、海外福建華僑總數二百八十二萬九千九百二十一人と發表し、この中在南洋福建華僑數は約二百六十萬を占めてゐる。

なほ昭和十四年十一月僑務委員會で整理發表せる海外華僑總數は左表の如く八百三十萬を突破し、前記海外閩僑總數はその三分の一強に當る。

アジア洲

八、〇〇九、六〇一

| | |
|------|-----------|
| 北米 | 一九七、三五四 |
| 大洋洲 | 五六、一四六 |
| 歐洲 | 三三、八八一 |
| 南米 | 一五、二九七 |
| アフリカ | 九、〇八四 |
| 計 | 八、三二一、三四三 |

以上南洋各地の外、廣東華僑は北米、西歐、日本在住華僑の大部分を占め、ビルマでは昭和六年の調査によれば全華僑十九萬三千餘人中雲南人六萬七千餘、福建人五萬餘に次いで第三位の三萬三千餘を占めてをり、この他主として廣東、福建系を含む不特定人四萬一千餘がある。また香港、澳門では近年頗る華僑數増加し、殊に事變以來避難民雜沓し、香港では昭和十三年には三、四十萬の避難者殺到し總人口百五十萬にも上つたと言はれるが、避難者の大部分が廣東華僑で占められてゐることもとよりである。

廣東華僑の經濟活動

南洋華僑中、廣東華僑は數に於て斷然福建華僑を壓倒してゐるが、その經濟的活動に至つては福建華僑に一步リードされてゐることを認めねばならぬ。殊に仲介業を中心とする商業部門に於ては福建華僑は南洋各地に抜くべからざる地盤を有してゐる。

廣東華僑の最も優勢な泰國を中心に英領馬來、佛印等に於ける彼等の經濟的活動を概観してみよう。

(一) 泰國

泰國に於ける華僑の勢力は南洋第一と言はれ、全泰國の全經濟活動は彼等によつて營まれてゐると云つても過言ではない。この華僑勢力の中心をなすものは在泰華僑の九割近くを占むる廣東省出身華僑で、就中潮州人の實業方面に於ける勢力が最も大きい。潮州人は泰國の最大工業たる精米業を殆んど獨占し、或ひは貿易に従事し、商業殊に絹布商及び綿布商として優勢な

地歩を占むると共に、農鑛業方面の筋肉労働者としても活動してゐる。

廣東人は大工、鍛冶工其の他の手工業、建築請負業、操觚業、教師等として活躍し、大事業としては投機性ある精米業にも相當進出してゐる。海南人は家僕、ボーイ、料理人等になり、これらの職業より身を起して食料品店、料理店、喫茶店、洗濯屋等を經營し、家庭に働く同系華僑と連絡を保つて事業の繁榮を圖つてゐる。其他漁業、製材事業、材木商を營む者も相當にある。客家人は主として雜貨商及び裁縫業に進出して著しい發展を遂げ邦品との關係密接である。

(二) 英領馬來

廣東人は職業及び生活様式の嗜好に於て福建人より多方面である。海峽植民地では廣東人は斷然都會的住民で、その大部分は新嘉坡、彼南及びマラツカ市内に居住してをり、これとは逆に聯邦州では地方住民として第一位を占め、主として錫鑛業、栽培業に従事する者多く、キンタ、クアラ、ルンブール、セレンバン地方が最も多い。ジョホール州では福建人、潮州人、客家人に次いで第四位である。

客家人は地方的性質を有し、聯邦州では廣東人と共に錫鑛業及び護謨園の労働に従事する者多く、キンタ地方を中心に居住してゐる。海峽植民地に於ける數は福建人の五分の一にも足りない。潮州人は海峽植民地に最も多く聯邦州ではキンタ、クリアン、クアラ・ルンブール地方に散在し、商業、貿易、漁業に従事してゐる。海南人は海峽植民地に最も多く、都會に居住する者は大部分ボーイ、コック等の家庭雇人か又は小賣店經營者であり、地方在住者は主として護謨園労働者で殊にジョホール州に多い。

馬來産業の王座に位する錫と護謨は福建、廣東兩華僑によつてその樞要部門を掌握されてゐる。新嘉坡を中心とする華僑の護謨加工業中、土人護謨の精製工場所有者は次の如く福建人と潮州人によつて占められ、護謨園に従事する労働者數に於ては遠く印度人に及ばないが、取扱並に加工業にあつては華僑の獨占舞臺と云へる。

會社名
陳嘉庚橡皮公司

所有權者
陳嘉庚

出身地
福建

| | | |
|-------|------|----|
| 信誠 | 陳延權 | 同 |
| 振成豐公司 | 陳永評 | 同 |
| 慶興公司 | 株式會社 | 同 |
| 新成茂 | 陳煦士 | 同 |
| 益和 | 株式會社 | 同 |
| 志誠 | 陳延猷 | 同 |
| 南春 | 株式會社 | 同 |
| 明美公司 | 林義順 | 潮州 |
| 南祥 | 株式會社 | 同 |
| 福裕 | 同 | 同 |
| 濟川 | 同 | 同 |
| 裕昌 | 李俊祺 | 同 |
| 大成 | 洪才烈 | 同 |
| 潮祥 | 株式會社 | 同 |

(註) 馬來に於ける錫、護謨共にその生額額は世界第一位である。錫業に於ては華僑は近代的な經營を替むと同時に他面に於ては原始的な方法によりつつ英佛米の錫企業に對抗し、その生産高は馬來第一であつて、全世界錫生産高の一分八分は彼等が供給してゐる。

(三) 佛印

佛印に於ける廣東華僑は商工業に従事する者最も多く、サイゴン、シヨロンの米店、布店、材木店、磚瓦、石灰、小舟の各製造業、毛布、獸骨類其他各種の土產品の製造販賣、石工、木工、裁縫、製靴等の大多數は廣東人の經營に屬する。また交趾支那の内河航路も廣東人の獨占と云つても過言ではない。

潮州人は船夫、人夫等の筋肉勞動に従事し、海南島人は殆ど農業に従事し主として胡椒を栽培し、大都市にあつてはボーイ、コック等をやつてゐる。客家人はサイゴン、シヨロンで商店の經營に當り、就中茶商は彼等の獨占するところである。また農業勞動、各種の工藝に従事してゐる者もある。

これら廣東系華僑の中にあつて數こそ小なれ福建華僑は商業方面殊に仲介商業に於て確固たる勢力を有してゐる。

以上佛印に於ける諸種の經濟活動を通じ、華僑の最も勢力を有してゐるのは商業部門であ

り、就中米の取引を中心とせる仲介商業に壓倒的勢力を有してゐる。

(四) 其他

蘭印、比律賓、北ボルネオ、ビルマ等に於ては數に於ても經濟的活動に於ても廣東華僑は福建華僑に及ばない。

(イ) 蘭印……ボルネオは客家の天下と云はれバンカ、ピリトンも彼等の開發によるところ大である。ジャワ、マズラ方面では商人として活躍し其他鑛工業方面にも従事してゐる。潮州人、廣東人は多く労働者として活動してゐる。

(ロ) 比律賓……比島の華僑經濟界では斷然福建華僑が抑へてゐる。東亞經濟調査局『最近の比律賓』によれば次の如く述べてゐる。

『彼等の職業としては福建人が銀行、金融、輸出業等大資本を要する事業から精米所、雜貨店の經營に當つてゐるに對し、廣東人は多くホテル業、洋食店、支那料理店、西洋洗濯店の經營者として成功してゐる。マニラに於けるホテル・グレート・イースタンの如きはその一

であり、バギオ市の支那人ホテル、レストラン、洗濯店、店舗の殆ど全部が廣東人の經營である。なほこの他に經營方針の相異とも見るべきは、福建人は此島で儲けた金の殆ど全部を比島での事業に投資するに反し、廣東人はその儲けた金の大部分を廣東又は香港に送金して土地、財産等に投資することである』

この引用によつて大體比島華僑の職業状態が窺へやう。

この外、北ボルネオでは廣東系華僑は商業、農業、労働方面に従事し、ビルマでは製材業、錫、鐵鑛業、商業に従事してゐる。

新生の廣東經濟 (終り)

『新生の廣東經濟』

定價金八拾錢

昭和十七年一月二十七日 印刷
昭和十七年二月七日 發行

東京市麴町區日比谷公園二號地
著作兼 發行印刷人 杉 田 才 一
東京市芝區濱松町一ノ二五
印刷所 スター印刷株式會社

發行所
東京市麴町區日比谷公園二號地
財團法人同盟通信社
配給元 東京市神田區淡路町二丁目九番地
日本出版配給株式會社

(會員番號 220008)

終

